

令和4年3月

中札内村議会定例会会議録

令和4年3月8日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課長補佐	渡辺大輔君	総務課参事	山澤康宏君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 柴田翔太郎君

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		閉会中の所掌事務調査
日程第 6		村政・教育行政執行状況報告
日程第 7		令和 4 年度村政・教育行政・農業委員会執行方針
日程第 8	議案第 3 号	損害賠償額の決定について
日程第 9	議案第 4 号	中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 5 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 6 号	中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 7 号	中札内村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 8 号	中札内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 9 号	中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 10 号	中札内村カントリープラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 11 号	中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 12 号	中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 13 号	債権の放棄について
日程第 19	議案第 14 号	令和 3 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 20	議案第 15 号	令和 3 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 21	議案第 16 号	令和 3 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 22	議案第 17 号	令和 3 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 23	議案第 18 号	令和 3 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 24	議案第 19 号	令和 3 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年3月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番宮部議員と1番木村議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和4年中札内村議会3月定例会について、3月1日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から17日までの10日間であります。

今定例会への村長提案は、議案が23件であり、「損害賠償額の決定」が1件、「条例の一部改正」が9件、「債権の放棄」が1件、「一般会計及び特別会計の補正予算」が6件、令和4年度各会計予算に係る審査が6件となっております。

その他、村政及び教育行政執行状況報告と令和4年度村政、教育行政並びに農業委員会執行方針が述べられます。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「閉会中の所掌事務調査通知」であります。

意見書・請願・陳情等につきましては、陳情が2件提出されておりますが、資料配布と回覧という取扱いにいたしました。

議案23件のうち、議案第3号から議案第19号までの17件については、初日の本会議での審議としてください。

令和4年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案6件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議での審議とし、新年度各会計予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せずに、十分な審議をお願いします。

なお、新年度各会計予算案は、3月14日、16日、17日までの3日間での審議として

ください。

一般質問は、4名から4問の通告がありましたが、11日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いいたします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの10日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（中井康雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。

局長説明をお願いいたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、議会運営委員会の所掌事務調査通知書について、ご説明をいたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

今後1年間の閉会中における委員会活動について、議長に通知するものですが、通知事項は議会運営委員会の所掌事務調査であり、目的は、議会運営に関する事項、議会の会議規則・委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項であります。

委員会人員は、委員4名で、期間は1年を上限とし、審査終了までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） お諮りします。

閉会中における所掌事務調査として通知のありました議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定しました。

◎日程第6 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第6、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷をもって配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について、北京冬季オリンピックに出場し、女子5,000メートル第8位入賞に輝いた押切美沙紀さん、ジャパンカップチアリーディング日本選手権大会高等学校部門で優勝した船戸優良さん、全国高等学校野球選手権大会北海道大会で優勝し、甲子園出場を果たした佐藤敦基さん、北海道高等学校スケート競技選手権大会女子チームパシュートレースで優勝した北嶋咲羽さん、全国高等学校スケート競技選手権大会女子2,000メートルリレーで準優勝した松田美咲さんを奨励表彰の受賞者として、明日3月9日に表彰させていただきます。

2月7日に防災研修として、厳冬期の大規模災害により停電が発生し、上札内交流館を避難所として開設したことを想定した冬期防災訓練を開催いたしました。

当日は、上札内行政区住民、村議会議員皆さまの協力のもと、参加した職員が、「避難所運営ゲーム（Dōはぐ）」による避難所を運営して、避難者の受入れや数々の困難な問題に対応する判断力を育成するとともに、避難所運営に対する防災力向上を図っております。

また、2月28日に職員研修として開催した『まちづくり研修フィンランドに学ぶ美しい村づくり』では、帯広開発建設部帯広河川事務所長の須賀可人氏を講師として招き、フィンランドの日本国大使館においての勤務経験を活かしたご講演をいただいております。

村議会議員の皆さまにもご参加いただき、フィンランドのまちづくりを参考とした交通、福祉、教育及び観光などにおける美しい村づくりの取組みを学ぶとともに、対話形式による意見交換を行い、美しい村づくりの方策に対する助言をいただいております。

村や地域の課題について住民の皆さんと意見交換を行う「まちづくりトーク」を、上札内地区は12月16日と2月22日に2回開催、市街地区は12月20日昼と夜に2回開催し、1月20日には新たな試みとして、老人クラブ喜楽会の新年会に合わせて開催いたしました。

暴風災害の報告やコロナワクチン接種などについて説明するとともに、行政運営全般に関するご意見やご提言をいただいております。

消防団では、12月26日から30日の5日間、村内一円において歳末特別警戒を実施しております。

例年1月6日に実施しています出初式は、災害がなく平穏な1年になることを願い、団長以下42名の出席により、中札内神社での無火災祈願と村民体育館での表彰伝達等を行いました。

企画財政グループについてですが、昨年度から本村の光回線整備を進めていた高度無線

環境整備推進事業が2月で完了し、3月15日からサービス提供が開始となります。

ふるさと会については、3月に予定していた帯広ふるさと会総会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

税務出納グループについてですが、令和3年分の所得税確定申告は、昨年の改善センター会議室から役場新庁舎会議室に会場を変更し、2月15日より実施いたしております。

申告で来場される方には、マスクの着用をお願いするとともに、会場内における消毒や換気、ソーシャルディスタンスを確保するなど感染症対策に配慮しながら、本村が受付最終日として設定する3月15日までの期間において対応しております。

なお、帯広税務署における申告期間の延長に伴い、本村においては、申告書の受理と税務署引継ぎを4月15日まで実施いたします。

昨年12月の暴風災害に伴う罹災証明書の発行対応につきましては、28名より申請を受け、現地調査等を経て、76件を対象に損壊の程度区分による証明書を発行しております。

住民グループについてですが、令和元年の開始から3年目となりますエキノコックス駆除事業は、5月から10月において毎月1,000個ほどの駆虫薬散布を行いました。

令和2年度の調査時においては、抗原陽性率が15.6%、虫卵検出は0検体の結果が得られておりましたが、昨年10月の調査では、抗原陽性率が8.1%まで低下した一方、虫卵検出は1検体から確認されたことから、引き続き事業を継続するとともに、近隣自治体に対し、本事業の効果など情報提供に努めてまいります。

先の第1回臨時会において、専決処分の承認をいただきました暴風災害に対する特例災害見舞金につきましては、これまで67名から申し出を受け、全壊10件、半壊2件、半壊未満55件、総額330万円の支給決定をしております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、「福祉灯油」事業は、灯油価格の急激な高騰により支給基準の上限である1世帯あたり2万円分の灯油購入券または共通商品券を、非課税である高齢者世帯・障がい者世帯など、268世帯に支給しております。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯の生活を支援するための子育て世代への臨時特別給付金は、令和3年12月24日から順次支給を開始し、対象児童一人につき10万円の現金一括給付を2月末までに、338世帯へ5,390万円支給しております。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、2月末までに1世帯につき10万円を380世帯へ支給しております。

内訳としましては、対象となる令和3年度住民税非課税世帯487世帯のうち366世帯へ支給したほか、申請書の提出が必要となる転入者のいる世帯が12件、コロナ禍において家計が急変し住民税非課税相当の収入となった世帯の申請が2件となっております。

広報折り込みチラシや村ホームページ等でお知らせしておりますが、申請書の提出期限は令和4年9月30日までとなっておりますので、引き続き周知を行ってまいります。

令和2年度より事業を開始した高齢者民間バス運賃助成事業は、2月15日現在254人の申請を受け、4月から1月末までの利用実績は、延べ2,804件となっております。

次に、保健グループについてですが、季節性インフルエンザの予防接種は、2月15日現在、児童・生徒は対象者612人のうち293人が、65歳以上の高齢者は対象者1,173人のうち719人が予防接種を受けております。

新型コロナウイルスワクチン接種は、オミクロン株の急激な感染拡大を考慮し、65歳以

上の方を対象とした3回目の追加接種を、当初の予定を早めて、1月25日から開始しております。

65歳以上の方の追加接種につきましては、3月中旬頃までにはほぼ接種を終える予定であり、以降順次64歳以下の方へ接種を開始してまいります。

また、5歳から11歳までのお子さんを対象とした初回接種は、中札内村立診療所と連携し、3月中旬より接種を開始してまいります。

七色献立プロジェクト「健康ポイント事業」は、今年度も1月末までの期間で実施し、821人に参加いただいております。

また、本年度の事業を締めくくる「修了セミナー」を2月19日に文化創造センターで開催し、ポイント景品交換や抽選会のほか、北海道大学大学院玉腰教授と株式会社タニタヘルスリンク宮管管理栄養士により、オンライン形式でご講演をいただき、参加者の皆さんの日ごろの取組みの効果を振り返る機会となりました。

次に、保育園についてですが、入園準備に係る保護者説明会は、感染予防対策のため、主に来年度新たに入園されるお子さんの保護者を対象に、2月17日に開催し、「入園のしおり」の内容等を説明させていただきました。

また、外部講師による月1回程度の体育指導は、幼児期からの身体づくりや体幹を鍛えるほか、集団行動をとりながら、挨拶などの規律面を身に付ける機会となることから、取組みを継続してまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の令和3年の農業粗生産高確定額が発表され、農産・畜産合わせて147億5,370万円に達し、令和元年度を抜いて過去最高の生産高となりました。

農産では、6月、7月に降水量が少なく、一部で干ばつもみられたところではありますが、全体的には比較的好天に恵まれ、粗生産高は、前年比13.5%増の61億7,502万円となりました。

また、畜産にあつては、生乳は生産量、単価が良好に推移したことなどから、前年比3.4%増の85億7,868万円となりました。

このようなすばらしい実績を残された中札内村農業に力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

農業振興関係では、地域担い手育成総合支援協議会の取組みとして、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、2月4日から8日まで、関係機関とともに畑作技術懇談会を開催したほか、今年度の営農セミナーを2月22日に開催したところであります。

今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、インターネットによる講演とさせていただき、当日は北海道農政事務所企画調整室長の佐藤博尚氏に新たに国が策定した「みどりの食料システム戦略」について、今後、どのような農業が展開されるのかを中心にお話いただいております。

新・元気な畑づくり事業の本年度の実績は、客土、除礫、苗木購入及び浸透層設置事業補助で、合わせて約370万円の見込みとなっております。

商工関係では、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策のうち、現在執行中の事業については、2月21日時点で、「商工業プロモーション推進事業補助金」は10事業者から申請があり、268万6,000円の交付決定を行っております。

また、「泊まろう中札内村宿泊費助成事業」は、1月末時点で664人が利用し、239万4,000円を支出しております。

このほか「中札内村ワーケーション実証費用助成事業」は、3月末までに4社が利用する

見込みとなっております。

いずれの事業も利用期間が3月末までとなっていることから、再度、広報、ホームページ等で制度の周知を行い、利用の呼びかけを行ってまいります。

中小企業への資金融資対策については、中小企業振興資金コロナ特例分の利子補給として、9事業者に86万円の助成を行います。

このほか、通常分として、中小企業振興資金の利子補給で30事業者43万円、保証料補給で5事業者166万円、中小企業者事業資金の利子補給は、26事業者64万円の見込みとなっております、それぞれ助成いたします。

観光関係について、観光協会では1月23日に道の駅において「なかさつない冬まつり」を開催し、スノーラフティング体験や雪中宝探しなどのイベントを開催いたしました。

なお、2月13日に予定していた「スノーアートヴィレッジなかさつない2022」は、十勝管内でも新型コロナウイルス感染症が蔓延していることから、今年度は中止となったところですが、代替企画として、2月13日から20日の期間で、観光協会ホームページでイベントのPR動画を公開し、動画を見ていただいた方には村内飲食店で使用できる500円の商品券をプレゼントする事業を行ったところであります。

日高山脈国立公園化に係るPR事業については、実行委員会が主体となって事業を取進めているところでありますが、1月22日、23日の2日間、村民の方々が制作したアイスキャンドル約1,000個を道の駅に並べ、キャンドルを日高山脈に形どり点灯させるイベントを開催したほか、10月から12月の期間で実施した「私の好きな日高山脈写真コンテスト」では、村内外から42名、143作品の応募があり、このうち村内の小中学生が投票により選んだ12作品で「令和4年度カレンダー」を作成し、3月広報に合わせて村民に全戸配布をしたところであります。

なお、3月13日に予定していた「プロアドベンチャーレーサーの田中陽希氏講演会」は、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況を踏まえ、多くの方に聴講いただき、日高山脈への関心を高めようとする事業効果を十分に見込めないことから、3月の開催は見送り、感染が落ち着いた段階で、改めて田中陽希氏をお招きし、講演会を開催するとしたところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

除雪関係では、12月までは平年を大きく下回り、除雪出動がない状況でありましたが、1月上旬に70センチメートルを超える大雪が降り、その対応として、除雪、拡幅作業及び排雪作業を実施し、路線の確保に努めてまいりました。

今後においても、道路パトロールなどにより道路状況の確認を徹底し、除雪等の対応を実施してまいります。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で4件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規分として、18件を認定しております。

村営住宅入居関係では、1回の公募で4件、随時募集住宅で4件の入居を決定しております。

下水道事業関係では、中札内浄化センターの計装設備更新工事及び床排水ポンプ外更新工事が完了しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、上田教育長。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の執行状況につ

いてご報告申し上げます。

はじめに、学校における新型コロナウイルス感染状況についてですが、中札内小学校・中学校において、1月31日に2名、2月10日に2名、3月6日に1名の感染者が発生しました。

しかし、最終接触日から一定期間が経過しているため、学級閉鎖などは行わず、感染対策を踏まえた授業を行っております。

中札内高等養護学校では、2月8日に教職員・生徒複数から感染者が発生したことから、10日まで臨時休業といたしましたが、村内在住者はおりませんでした。

次に、令和3年度「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について公表されましたので、村学力・体力向上等サポート会議において分析・考察を行い、調査結果の概要と学校・家庭・地域で取り組むことをまとめ、村の広報で公表するとともに、授業の改善や家庭教育の充実に向けた取り組みを進め、児童生徒の学力及び体力の向上を図ってまいります。

共育の日事業では、2月25日に地域協働型学校づくり協議会によるオンライン教育講演会を開催し、村内外から約100名の参加がありました。

講師には、横浜創英中学・高等学校校長で「学校の当り前をやめた。生徒も教師も変わる！公立名門中学校長の改革」の著者である工藤勇一氏を迎え、「社会の変化と学校のあるべき姿～自律と対話～」と題し、家庭や地域でできる共育の姿についてお話をいただきました。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります。1月8日から9日に苫小牧市で開催された第52回北海道中学校スケート大会に3名の生徒が出場しております。

プログラミング教室を1月11日、15日の2日間開催し、小学4年生から6年生までの16名が参加して、ブロックなどを使ってプログラミングに挑戦しました。

社会教育活動では、1月9日、文化創造センターにおいて新型コロナウイルスの感染対策を講じた中で成人式を執り行い、新成人28名が集い、友人との再会を喜び合い、写真を撮り合うなど楽しいひと時を過ごしていました。

スポーツ賞及びジュニア文化賞等は、スポーツ奨励賞・ジュニアスポーツ賞等に7個人2団体を、文化奨励賞・ジュニア文化賞・ジュニア文化奨励賞に11個人3団体の受賞を決定し、明日3月9日に表彰式を行います。

音まちプロジェクトは、12月25日、十勝を拠点に活躍するピアノ・フルート・三味線の演奏家を招いて「和×洋スペシャルコラボコンサート」を開催し、来場した約160名の聴衆を魅了しました。

図書館事業では、1月7日に「冬休み工作会」を開催し、1月22日に十勝ひとりぼっち農園の漫画家横山裕二さんを招いて「園長の漫画とカレーの集い」を開催いたしました。

体育関係事業では、1月23日に村民スポーツ大会ミニバレー大会に5チーム25名、2月24日のボッチャ大会に8チーム、同じく25名が参加し開催しました。

フロアカーリング大会・卓球大会・バドミントン大会については、コロナ禍による参加者の減少などにより中止いたしました。

各種教室では、10月から開催してきた「金曜日の運動習慣プログラム」が1月28日で終了し、全8回、33名が参加しました。

これまで効果の高いトレーニングとストレッチで体を動かすプログラムを行い、参加者は体力測定の結果でどの程度筋力などが向上したかを確認いたしました。

小学生スキー教室は、2月18日と19日に実施し、児童27名が参加しております。

また、村スケート協会が中心となり、北京オリンピック出場が決まった押切美沙紀選手を

応援する会が1月11日に設立され、懸垂幕やポスター、小中学校・高等養護学校児童生徒による応援メッセージの作成、協賛金の募集などの活動が行われました。

応援する会では、観戦会パブリックビューイングも3日間開催し、大勢の村民が声援を送っていました。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 令和4年度村政・教育行政・農業委員会執行方針

○議長（中井康雄君） 日程第7、令和4年度村政執行方針・教育行政執行方針・農業委員会執行方針について、村長、教育長、農業委員会会長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 私は昨年、村民の皆さまの温かいご支援により、2期目の村政執行の重責を担わせていただきました。

村長として務めさせていただいたこの5年間に振り返りますと、少子高齢化が着実に進行し、新型コロナウイルス感染症の拡大は収まらず、災害は激甚化・頻発化し、国際情勢は緊迫度を増しております。

住民生活にさまざまな影響を及ぼしており、地方自治体を取り巻く環境がますます複雑化していることを実感しております。

変化の激しい時代にあるからこそ、10年先、50年先を見据え、持続的な活力にあふれる『優しく穏やかな村』を目指さねばなりません。

その実現に不可欠なのが「まちづくり基本条例」の理念である「住民との協働のまちづくり」の推進です。

令和4年度は、「村民第一、現場主義」を徹底し、率先垂範するまちづくりの“専門組織”としての意識を新たにし、役場職員一丸となって努力を重ねてまいります。

基幹産業である農業の発展をベースに地域経済を支え、人生100年時代の普遍的価値である健康寿命の延伸、文化の振興に一層注力し、『日本で最も美しい村』としての存在価値を磨き上げていく所存です。

開村75周年を迎える新年度は、第7期まちづくり計画の初年度となります。

人口維持・微増が前提の安定的成長を目指す視点から転換し、わが国の人口減少を受け止めつつ、いかに地域の活力を増していくかに挑みます。

計画の主題は「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」です。

基本目標として、「みんなが主役のまちづくり」、「優しさと安心が繋がるまちづくり」、「文化と学びが紡ぐまちづくり」、「元気あふれるまちづくり」、「潤いと安らぎのまちづくり」の5つを掲げ、それぞれの施策に取り組むための予算を編成いたしました。

令和4年度歳入予算では、一部財源を留保し、地方交付税は約18億1,400万円、臨時財政対策債は約8,500万円、総額18億9,900万円としております。

また、歳出予算における普通建設事業では、鉄道記念公園周辺整備工事や中札内小学校外部塗装屋上防水等工事に加え、各種公共インフラの老朽化対応が必要となっており、国の財政支援や特定目的基金、起債を活用しながら長寿命化を進め、限られた財源の中で今後も住民サービスを継続し、村民の皆さまが安心して暮らせるよう支えてまいります。

一般会計の予算規模は、55億330万円、対前年比7.9%の増となり、国民健康保険特別会計など3つの特別会計を合わせた合計は、63億9,270万円、対前年比7.0%の増となっております。

令和4年度より開始する公営企業会計のうち、簡易水道事業会計の予算額は、2億7,519万8,000円、公共下水道事業会計は、3億9,816万8,000円となっております。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第7期まちづくり計画の5本の柱に沿って申し上げます。

第1は、「みんなが主役のまちづくり」であります。

まちの主役である村民の皆さんが、議会や行政と協働しながら自発的にまちづくりに参画しやすい基盤を強化いたします。

村民との情報共有を充実させるため、防災情報無線はもちろん、SNSやメール配信、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、わかりやすく迅速で的確な行政情報の発信に心がけます。また、村民との意見交換を図る場も積極的に設けてまいります。

さらに、多様化、複雑化する社会課題に対応する行政の機能強化には、職員の資質向上が欠かせません。研修等を通して、企画・政策形成能力や意思決定能力、マネジメント能力、法務能力などのスキルアップを図るとともに、部局を越えた職員間の横の連携強化により多角的な視点で施策を展開してまいります。

コンプライアンスの遵守と徹底に引き続き取組み、メンタルヘルス対策にも意を配してまいります。

第2は「優しさと安心が繋がるまちづくり」です。

少子高齢化が進み、働き方や家族構成等のライフスタイルの変化により、福祉に対するニーズは多様性を増しております。

地域住民の暮らしの安心を支えるためには、公的な福祉サービスの充実と住民相互の支え合いが車の両輪となって進んでいかねばなりません。

そして、福祉の担い手をいかに確保するかも大切な視点です。

その対策の柱となるのが、少子化・子育て支援です。わが国の出生数は右肩下がりで減少しており、社会の持続性を確保するためには、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに一層努力していかねばなりません。

母子保健及び子育て支援関係では、産後ケア事業や産前産後ヘルパー事業、妊婦健康診査費用と交通費の助成及び新生児聴覚検査費用助成、子育て世代包括支援センターを拠点とする相談支援をそれぞれ継続し、産前・産後から子育て期まで切れ目なく、多面的に子育て世帯を支援いたします。

また、新たにファミリーサポート事業を実施いたします。児童の預かり等の援助を希望する保護者と、援助ができる方との相互援助活動の調整等を、子育て支援センターを拠点に実施するべく準備してまいります。

保育園においては、地域ニーズを踏まえ、質の高い保育サービスの提供を心掛けるとともに、保護者と地域が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。また、外部のリソースも活用して、健康な身体づくりのための運動教室や英語等のカリキュラムを導入いたします。

次の柱が高齢者福祉施策です。

本村の高齢化率は、令和4年1月末現在29.3%と年々高まっております。高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活を営むことができるよう、身体状況などに応じ

た福祉、医療、保健、介護に関するサービスなどが適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、健康な高齢者が増えるよう個々の状態や運動レベルに応じたクラス別による介護予防教室を継続するほか、認知症の疑いがある方を早い段階で発見し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実に努めてまいります。高齢者の方の外出の機会を増やし、社会生活等を支援する「高齢者民間バス運賃助成事業」は、より多くの方に利用していただけるよう、継続して事業の周知等に取組んでまいります。

関係機関との連携にも力を注ぎます。新たに、医療機関と介護サービス事業者等との連携を図る「在宅医療・介護連携推進事業」を更別村と共同で、北海道家庭医療学センターへ委託し、実施してまいります。

社会福祉協議会に委託して2年目となる「生活支援体制整備事業」は、地域課題の把握や各種福祉サービスの充実につながるよう努めてまいります。

障がい者福祉では、「第6期中札内村障がい福祉計画」を基本として、国の動向を注視しながら、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などを実施してまいります。

人生100年時代においては、健康づくりは福祉施策としての重要度がますます高まっております。「第2期いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づいて総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

その中核を担うのが、地域における食育の推進と村民の食生活改善などを通して健康づくりにつなげる「七色献立プロジェクト」です。村内の生産者や飲食店などと協働した企画や栄養セミナー等の学習機会を提供し、野菜摂取の重要性を学び、日常生活に野菜を上手に取り入れてもらえるよう取組みを進めてまいります。同プロジェクトの一環、ウォーキングなどにより健康活動の習慣化を図る「健康ポイント事業」は、会員数が村民の2割にあたる800人を超し、全国有数の定着率となりました。多くの方に活動量計を身につけていただき、健康づくりを楽しめるようさらに工夫を凝らしてまいります。

令和3年度から新体制でスタートした中札内村立診療所においては、円滑に事業が引き継がれ、住民の皆さまへの安定した医療サービスを提供しております。持続的な地域医療体制の構築を目指し、指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターとの協力関係を深めていくほか、近隣市町村の医療機関との連携も図ってまいります。

予防接種では、子どもを対象とした定期接種の無料化並びにインフルエンザワクチン接種の費用助成を継続し、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種率の向上を目指します。

新型コロナウイルスワクチン接種については、64歳以下を対象とした3回目の追加接種及び5歳から11歳までのお子さんの初回接種は、3月中旬以降順次開始し、中札内村立診療所をはじめ、関係機関と連携しながら、希望される村民の皆さまがスムーズに接種できる体制を確保してまいります。

国保特定健診では、コロナ禍による健診受診控えも見られることから、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を継続し、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会などを効果的に実施してまいります。

国保財政の運営主体が北海道へ移行し5年目を迎えますが、今後予定されている全道統一保険料の実施時において、急激な被保険者の負担増加を招かぬよう、健全かつ安定した国保事業の運営に取り組んでまいります。また、医療費抑制のため、積極的な保健事業の推進と特定健診受診率向上対策、ジェネリック医薬品の利用促進にも取り組んでまいります。

各種がん検診については、積極的に受診を促し、検診による早期発見・早期治療につなげることで、重症化予防に努めます。

第3は、「文化と学びが紡ぐまちづくり」であります。

まちづくりの原点といえる人づくりのため、人が育つ環境づくりに努めながら、人がふれあい、文化を育み、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次世代を担うすべての子どもたちの生きる力を育むため、学校、家庭、地域が連携・協働して、知・徳・体の調和のとれた教育を進めてまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさ、ふるさとに対する愛着と誇りを醸成する取組みを進めてまいります。

教育施策については、総合教育会議において、教育委員会と情報や課題を共有し、協議・調整を行いながら教育行政を推進いたします。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、「元気あふれるまちづくり」であります。

豊かな地域資源や立地条件を活かした本村の力強い各種産業の活力向上に取り組めます。

中でも基幹産業である農業の発展は、本村の明るい未来を描く上で欠かせない要素です。その指針となる「中札内村農業の発展方策」を5年ぶりに見直いたします。「環境にやさしい農業の展開と豊かで住みよい農村の創出」をスローガンに掲げ、農業支援施策の拡充を図りながら、安全安心で良質な食料の安定的供給をはじめ、環境保全、景観形成の多面的機能の維持・促進など農業の持続可能性を支援すべく、農業関係者と連携し、それぞれの役割を果たしながら各種施策を推進いたします。

その一つが、新・元気な畑づくり事業の後継事業である「元気な農業サポート事業」であります。これまで行ってきた客土・除礫、耕地防風林対策のほか、浸透層設置や修繕、土壌診断への支援、集積場取付道路設置支援、廃プラスチック処理支援などの補助メニューを拡充し、小規模土地改良事業に限らず、総合的に圃場の生産基盤向上を図る取組みを進めてまいります。また、農産物の集積場の設置については、中札内村農業協同組合と共同で支援を継続してまいります。

地球温暖化による自然災害の多発や農産物の輸入自由化の拡大により、国内農業の情勢が厳しさを増す中、国は昨年「みどりの食料システム戦略」を策定し、生産力の向上と持続性を両立するイノベーションを目指しているほか、生産基盤強化や輸出拡大の取組みを進めています。

村としては、農業を取り巻く動向をしっかりと見据え、国の補助制度の活用など農業者や関係機関と連携しながら、村内農業の持続性確保に努めてまいります。

地域担い手の確保については、担い手育成センターが主体となって、実習生の受け入れや新規就農者に対する情報の提供を行うほか、後継者の配偶者対策としては、村の農業青年と知り合いになってもらいつつ、村の農業にも関心を持ってもらえるような事業を行ってまいります。

食育・地産地消は、新たに策定した食育推進計画・地産地消推進計画に基づき、安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や七色献立プロジェクトとの連携など、「食」と「農業」を結び付ける取組みを実施いたします。また、「粋匠品の取扱店」と「食の応援団のお店」を対象にしたスタンプラリーや、SNSを活用したPRキャンペーンなど中札内産農畜産物の消費拡大やPRの強化に努めてまいります。

このほか、農業分野における新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用し、中札内村農業協同組合が行う豆選別場への自動選別機導入及び農産物販売施設

への非対面式レジ導入を支援し、作業・従業員の「密」状態の解消や感染リスクの軽減、作業効率化への支援を図ってまいります。

土地改良関係では、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区及び南部地区の農道、区画整理、除れき等の工事を実施いたします。

道営農道整備特別対策事業は、中島東5線道路の路肩拡幅工事が最終年となり、当初計画の全延長の工事が完了いたします。

国営施設応急対策事業は、本年度で完了したことから、4市町村で構成する協議会を中心として、令和4年度から基幹水利施設管理事業を実施し、かんがい施設等の適正な維持管理に努めてまいります。

畜産関係のうち大規模草地育成牧場については、飼養方法の見直しや発情検知器等のICT機器導入により、発育成績や受胎率の向上が見られるようになりました。今後も草地改良による良質な飼料の確保と、飼養環境改善に向けた設備修繕を図ることで健全な後継牛の育成に努め、指定管理者である農事組合法人カーフゲートと連携して、作業効率の向上や従業員の負担軽減も図り、生産性の高い管理運営に努めてまいります。

なお、大規模草地育成牧場については、令和6年度から5年間の予定で、道営事業による草地畜産基盤整備事業が予定されていることから、令和4年度に取水井戸水量調査や事業に係る調査設計を進めてまいります。

林業関係では、私有林については、豊かな森づくり推進事業により植栽に係る支援を行うほか、造林推進事業では、森林環境譲与税を活用しながら補助率のかさ上げを行い、下刈りや除間伐を支援いたします。

令和5年度以降に元更別林道沿いの私有林所有者が施業を行う予定となっていることから、森林環境譲与税を活用して補修修繕を行ってまいります。

村有林については、森林経営計画に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を活かしつつ、計画的な植栽、除間伐、伐採事業などを実施いたします。

また、令和2年度に実施した橋梁点検において、元更別林道内にある橋梁に腐食やひび割れ等が見つかったことから、令和5年度の補修工事に向けた設計調査を行うとともに、将来の施業に備え、林業専用道路の整備に向けた計画調査及び測量設計を進めてまいります。

有害鳥獣駆除対策では、有害鳥獣等対策協議会を中心に、猟友会や鳥獣被害対策実施隊と連携し、ヒグマやエゾシカ、キツネ、カラスなどのほか、十勝管内はもとより村内でも捕獲頭数が増えているアライグマについて、積極的な駆除を継続することに合わせ、新たな捕獲技術や効果的な被害対策の検証などに取組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援のほか、小規模事業者支援推進事業への継続的な支援を行い、新規事業者の創業や持続的発展の支援に向けて、商工会と連携して取組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の終息は今なお見通せず、経済活動の停滞が続いております。本村においても、飲食店を中心に入込客数が減少していることから、商工業プロモーション推進事業などを実施し、感染予防に係る経費やセルフレジ導入費用など、感染リスクを軽減させるための取組み、販売促進等の取組みに対して支援を継続してまいります。

また、民間活力によるまちなかにぎわいづくりと起業支援を行うため、「にぎわいづくり起業家等支援事業補助金」により、村内での店舗出店や起業支援を行います。

このほか、アフターコロナを見据え、新しい働き方であるワーケーション事業の取組みに対して、継続した支援を行うとともに、こうした取組みが村内の産業活性化と雇用機会の拡充につながるよう新たに村内にサテライトオフィス等を設置する事業者への支援も図って

まいります。

観光振興も、新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受けております。ウイルスとの共生を強いられる社会が続くものと想定し、観光協会などとも連携し、適切にリスクを見極めながら、誘客イベントや観光プロモーション等を展開し、中札内村の魅力のさらなるPRに努めてまいります。

札内川園地は、令和3年度から指定管理者制度を導入し、株式会社AOILOを指定管理者として管理運営を行っております。多くの方にキャンプやアウトドアを楽しんでいただけるよう、園地の魅力の積極的な発信を進めます。

また、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を視野に入れ、日高山脈山岳センターを核とした新たな事業にも取り組んでまいります。

なお、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化については、環境省が調整協議を行っており、早ければ令和4年12月に指定される見通しであります。新年度もその機運を高め、日高山脈の魅力をもっと多くの方に知ってもらうため、継続してPR事業実行委員会を組織し、各種事業を行ってまいります。

また、観光協会においても、令和3年度は中止となったとかち帯広空港発着のチャーター機による周遊ツアーに対して、村民の参加に対する助成を行い、村民に日高山脈の魅力を再認識してもらえるような取り組みを行います。

道の駅なかさつないは、カントリープラザ等の改修工事が完了し、4月から観光協会の事務所をカントリープラザ内に移転させるほか、親子が安心して休憩できるキッズスペースなどを整備してきたところです。今後も多くの方に来場していただけるよう情報発信に努め、観光を通じた関係人口創出の拠点としてしっかりと機能させてまいります。

花づくりの推進では、多くの方に花づくり活動に関心をもってもらう取り組みを行いながら、花づくりの会や中札内高等養護学校のほか、更別農業高校等にもご協力をいただき、「道の駅ガーデン」の実施を予定しております。

自然環境と調和し、四季折々に北海道山野草が咲き誇る民間観光施設を利用して、村民の皆さまに愛され親しまれる文化イベントを企画し、村の魅力を生かした情報発信を行い、交流人口や関係人口の増加につながるよう執り進めてまいります。

第5は、「潤いと安らぎのまちづくり」であります。

「日本で最も美しい村」として、豊かな自然と生活基盤が調和した快適に暮らせる環境を守り、住民がこの村に住み続けたいとの思いに込めてまいります。合わせて、「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」に基づき、村民が主体的に活動する環境づくり、景観や環境を守る地域づくりも推進いたします。

ごみ処理の関係では、全村的なごみ減量と資源リサイクル推進に努めてまいります。着実に普及しているボランティアごみ袋については、あらゆる場面において住民周知を行う中で、利用促進と有効活用を促し、無理なく手の届く範囲から美化活動を意識してもらえるよう取り組みを進めてまいります。

「日本で最も美しい村」推進の具体アクションとして実践する春の「クリーン中札内」と秋の「ビューティフルデー in 中札内村」は、さらに内容充実を目指し、住民の環境美化への関心や意識高揚を図ってまいります。

地域における安心な暮らしや高齢者等交通弱者の足対策にも引き続き力を入れます。先に述べた福祉施策「高齢者民間バス運賃助成事業」のほか、コミュニティバス「くるくる号」については、村民により親しまれるバスを目指し、市街地区と農村地区における運行時間や路線経路などについて、村民から意見をいただきながら利便性の向上を図ってまいります。

公園管理関係では、中札内村公園整備基本計画等に基づき、村民が楽しめる公園として、鉄道記念公園整備工事を実施いたします。また、管理委託などにより公園の適正な維持管理に努めてまいります。

道路整備関係では、施設改修工事として除雪センター車庫重量シャッターの全4カ所の更新工事を実施し、安全確保に努めてまいります。

道路改修工事では、西戸蔦・東戸蔦40号道路路盤再生舗装工事のほか、村道縁石取替工事、村道植栽補植工事、クラックなどの補修・修繕を行い、環境に配慮した維持管理に努めてまいります。また、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、元更別2号橋の補修工事を実施してまいります。

河川管理関係では、普通河川の景観保全及び安全確保に努めるとともに、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

重要施策である定住促進対策では、引き続き、移住・定住の促進を図るほか、良好な居住環境創出のための中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRに努めてまいります。

公営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画の最終年として、あけぼの団地2棟6戸の長寿命化改善工事及び居住性向上工事を進めてまいります。また、令和5年度からの公営住宅改善工事等に必要で、新たな公営住宅長寿命化計画を作成するとともに、住生活基本計画を策定し、村全体の住宅施策や定住促進対策の見直しなども検討してまいります。

水道関係では、各浄水場の適正な管理を行い、安定的な浄水の確保に努めてまいります。

下水道関係では、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道ストックマネジメント計画に基づく機器等の更新工事を進めてまいります。

なお、上下水道会計については、将来的に安定した経営を維持させるために必要である、公営企業会計へ移行し、会計処理を行ってまいります。

防災対策の強化については、昨年12月の暴風災害、日本各地で起きている洪水や地震の災害を踏まえ、自助・共助の行動が重要と捉えて、自主防災組織の設立を積極的に促すとともに、必要とする備品等の購入や避難所運営の充実を図ります。また、いざというときに一人ひとりが適切な措置をとることができるよう、国や北海道等との関係機関と連携した村民の参加による「総合防災訓練」を実施してまいります。

とちか広域消防事務組合においては、超高齢化社会を迎えて、救急体制の充実強化を図ることや、勤務形態の統一、隔日勤務体制の2部制5名当務を確固に執り進めてまいります。

以上、令和4年度の村政に臨む私の所信の一端を申し上げます。

中札内村は、農業・食・観光など他に誇れる素晴らしい財産を数多く持つ潜在力の大きな村であります。

新型コロナウイルスとの共生を含めて、新年度は中札内村の転機となる重要な1年と考えております。

中札内村で暮らすこと、中札内村で働くこと、そして中札内村の出身であることを誰もが誇りに思い、誰もが自慢できる美しき古里として飛躍させる決意であります。

村民の皆さま、議会議員の皆さま、一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 各執行方針の途中ではございますけれども、大分時間も経過いたしました。

ここで休憩をしたいと思います。

午前11時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、先ほどの執行方針の続きでございます。

次に、上田教育長、お願いいたします。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 令和4年度中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が続き、社会全体が大きな影響を受ける中であっても、教育は地域を支えるまちづくりの人材を育成し、ふるさとに愛着を持ち、互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身につけることが求められています。

本村教育委員会は、第7期中札内まちづくり計画の一つである「文化と学びが紡ぐまちづくり」を実現するため、中札内村教育大綱、教育に関わる諸計画に基づき村と連携し、引き続き努力してまいります。

学校での教育は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた「学校における新しい生活様式」を実践しながら、誰もが安心できる教育活動を継続し、健やかな学びを保障していくことが重要となってまいります。

社会教育では、健康で心豊かな生活を生涯にわたって送ることができるよう、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、さまざまな文化・芸術活動やスポーツをする機会を提供し、その成果や経験が地域に還元され、循環が形成される環境づくりを進めます。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

経済・社会情勢の変化に積極的に向き合い、子どもたちが未来社会を切り開くための資質能力を育成することに取組んでまいります。

組織的・機動的な学校教育の推進では、「確かな学力」の向上を図るため、保育園・小中学校が連携しながら、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭学習習慣の定着に取組みます。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることを踏まえ、家庭・保育園・小中学校が連携して、子どもを育てる地域の環境づくりを進めます。

義務教育においては、新学習指導要領のもと、「社会に開かれた教育課程の実現」を踏まえ、育成すべき資質・能力の3つの柱としての「学びに向かう力、人間性等の涵養」、「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」の推進に向け、効果的な学校運営に努め、令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びとを一体的に充実することを目指してまいります。

国際社会に対応しうる外国語教育の推進では、外国語指導助手の2名配置を継続し、生きた英語に触れる機会を充実します。英語検定料助成の継続に加え、新年度からは、算数数学検定・漢字検定を拡大して助成することとし、学習意欲や自己肯定感の向上を図ってまいります。

特別支援教育の推進では、保・小・中が連携し、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センター、スクールカウンセラーなどの協力をいただきながら、教

育支援委員会で情報共有と適切な支援の協議を行い、保護者の理解を得ながら、きめ細やかな指導と一貫した支援を行います。また、小中学校においては、必要に応じて学校特別支援員を配置し、児童生徒の学校生活・学習活動を支援するほか、医療的ケアが必要な児童を支援するため、看護師を派遣いたします。

ふるさと教育の推進では、地域の特色を生かした体験学習や職業体験、学校支援ボランティアの充実などにより、郷土を愛し、ふるさとを大切に作る心の教育に取り組めます。

I C Tの活用・充実では、G I G Aスクール構想に伴う一人1台のタブレットなどを活用し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがないように、習熟度に応じた指導を行い、資質・能力の確実な育成につなげるとともに、学びの保障を支えるため、臨時休業にも対応できるオンライン学習の充実に努めてまいります。また、情報モラルを含めた情報活用能力の向上やプログラミング的思考の育成に取り組んでまいります。

道徳教育の推進では、規範意識や倫理観、思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育てるため、小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進します。

健やかな心身の成長を促す教育の推進では、体力の向上を目指し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、児童生徒の取り組みの成果や課題について分析を行い、授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援に加え、基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、いじめ等の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本とし、組織的かつ迅速な対応に取り組めます。併せて、複数配置するスクールカウンセラーによる教育相談など、学校はもとより、子どもたちや保護者を支援する体制の充実を図ります。

地域や保護者に信頼され、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりでは、地域参観日の開催や学校だよりの全戸配布などにより、地域住民への積極的な情報共有を行い、開かれた学校づくりを進めます。また、地域の特性を生かし、自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの特色を生かした活動が実践されるよう、学校と連携した支援を行います。

学校力の向上を図る学校づくりでは、全教職員が自校の学校経営方針、重点目標を共有し、学校評価に基づく組織的な学校改善を推進するとともに、教職員の専門性や実践的指導力の向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、I C T機器の活用を含めた校内研修や長期休業中の教職員研修の充実、各種研修事業への参加を促します。

学校における働き方改革については、教員が児童生徒と向き合うための時間を確保するため、「学校における働き方改革推進プラン第2期」に基づき、学校閉庁日の設定や部活動休養日の取り組みを進めるほか、校務支援システムの活用により、教職員の業務の効率化を図るとともに、在校等時間を客観的に把握し、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

地域で子どもたちを育てる環境づくり「共育」の推進では、地域の大人が力を合わせて子どもたちとともに育てる地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）の活動を推進します。

さらに、学校支援ボランティアの登録拡大と活用、小中連携から小中一貫教育の取り組みを推進し、学校とP T A、子ども会、教育関係者などとの連携により、長期休業中の体験活動などを実施します。また、上札内小学校の山村留学の活動を地域、P T Aなどが連携した中で取り組んでまいります。

学校施設・設備などの整備では、子どもたちの学びの充実を図るため、本年度は中札内小学校の外壁塗装・屋上防水工事を、令和5年までの2カ年で実施、上札内小学校体育館照明のL E D化、中札内中学校令和6年度の学級数増による普通教室不足に対応する教室増改

修設計を実施します。

高校・高等教育の支援では、高校等に就学する保護者の経済的負担を軽減するとともに、教育環境・子育ての充実、併せて人材育成を目的とした「高校生育成支援金」と、経済的支援が必要な世帯に対し、通学費及び下宿代の一部を助成する「通学費等助成事業」及び「永井明奨学金」制度により支援を行ってまいります。

安全で安心な学校給食の提供では、給食費の食材の調達は、地産地消の考え方を基本とし、4年度はこれまで年1回だった地場産の素材を使った「ふるさと味覚給食」を2回行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための食育の推進を図ります。

給食費については、近年の食材・調味料の高騰に対して、1食当たりの食材費上げを行いますが、引上げ額については、保護者の負担増に配慮することとして、村の支援策として行ってまいります。

第2は、社会教育、生涯学習の推進です。

生涯を通じた学びの支援により、心豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や、その成果を主体的に生かすことのできる環境づくりを進めます。

また、社会教育が生涯学習の中核的な役割を果たすことができるよう、第8期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供の充実とともに、学習の成果を生かせる機会の提供に努めます。

生涯学習と社会教育活動の推進では、諸講座の開催や、社会教育団体や村民グループの自主活動の支援など、学習活動を促進します。

「ポロシリ大学」では、各学習と発表の機会の提供や、子どもたちとの交流、他町村との交流を行います。

地域協働型学校づくり協議会は、「共育の日」関連事業の取組みを進め、地域の教育力を結集し、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを進めます。

図書館事業は、利用者のサービス向上を図り、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会、講演会などの各種主催事業、学校などでの読書活動の支援や連携事業などを実施し、魅力ある図書館運営を目指します。

第3は、国際・地域間交流の推進です。

昨年度は、コロナ禍の影響により交流事業は中止となりましたが、次世代の人材を育成するため、ジュニアアウトドアスクールの充実を図り、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施してまいります。

国際交流の推進では、相互交流を予定しておりますが、コロナ禍により派遣できない場合は、インターネットを活用した交流事業を検討してまいります。

第4は、文化・芸術、スポーツの振興です。

「アートの村」づくりを進めて行くため、感性を豊かにする創造的な活動として推進してまいります。

文化・芸術では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供します。また、村民主体の文化祭の実施や、公演等の開催支援、さらに更別村と連携した「学校舞台芸術鑑賞」など、芸術文化の鑑賞機会の創出に努めます。

「子どもアートプロジェクト」事業は、武蔵野美術大学及び昭和音楽大学との連携事業を推進し、対話型鑑賞など児童生徒が大学生とのふれあいを通じて、想像力を磨き豊かな感性を身につける取組みを進めます。また、「なかさつ音まちプロジェクト」として、ファツィオリピアノを中心とした活動を広く発信し、子どもから大人まで音楽に親しむ取組みを進めてまいります。

生涯スポーツの推進では、村民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツの機会の提供や情報発信に努めます。

パークゴルフ場の管理については、新たな芝刈り機を購入し、作業の効率化を図り、利用団体の協力をいただきながら、快適性の向上を図ってまいります。

また、利用者に対するサービス向上を図り、スポーツ団体や少年団活動に対しての育成・支援を継続し、総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の活動支援に努め、生涯スポーツを振興します。

さらに、コロナ禍における運動不足などを解消するため、村民体育館トレーニングマシンの一部更新を行い、一昨年度から実施している「運動教室」を定期的に開催してまいります。

最後に、昨年11月に北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社と締結した包括的な連携協定により、サッカー教室など各種事業を展開し、地域に根ざした村民との交流や人材育成を進め、連携による協働のまちづくりを進めてまいります。

以上、令和4年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（中井康雄君） 次に、出羽農業委員会会長、お願いいたします。

（出羽義幸農業委員会会長登壇）

○農業委員会会長（出羽義幸君） 令和4年度農業委員会所管の行政執行について、その方針を申し上げます。

本村の農業は、恵まれた土地条件を生かし、小麦、馬鈴しょ、てん菜、豆類などの畑作4品に加え、えだ豆や長いもなどの高収益作物の導入を進めるとともに、地域循環型農業を推進し、「有機農業の村」宣言を行い、農畜産物の「安全・安心」への対応、クリーン農業への取組などを積極的に行い、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たしてきております。

本村農業委員会は、これまで担い手への農地の利用集積・集約化、農地を守る活動などを推進してきており、今後も関係法令及び中札内村農業の発展方策に基づき、農業委員会の果たすべき役割を認識し、農地行政の厳格な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、地域農業の振興発展のため、関係機関・団体と連携し、各種取組みを推進してまいります。

農業委員会は、委員の任期中、以下、主要な業務について取組みを行います。

1、優良農地の確保・有効利用の推進について。

農業生産の基盤をなすとともに、食料自給率向上の基礎的条件となる優良農地の確保とその有効利用対策は、農業委員会の専属的かつ中心的業務であることを認識し、改正農業委員会法に基づく「農地等の利用の最適化の推進」の定めにより、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3つの柱をもとに、農地等の利用の効率化など対策を一層推進してまいります。

2、担い手の育成及び確保対策について。

地域農業を支え、そして農地を守るためには、将来の担い手となる農業後継者の育成・確保と、その配偶者対策、高齢化や後継者がいない農業経営者の円滑な承継の促進が重要であ

り、農業担い手育成センターを中心に、関係機関・団体、南十勝町村との連携を図るとともに、高齢となる農地所有者等の意向把握にも努めてまいります。

3、農業者年金の加入促進について。

農業者年金は、農業者の福祉向上とともに、認定農業者等の担い手に対する支援などの目的を持つ政策年金であることを踏まえ、加入促進に向けた研修・啓発や各種相談活動を積極的に展開してまいります。

4、地域に根ざした農政活動の推進について。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関し、必要がある場合には企画立案を行うとともに、その推進施策を実施する行政機関に対し、施策の改善など具体的意見を提言し、地域に根ざした農地活動を推進してまいります。

5、情報提供活動の強化促進について。

農業者に対して、農業を巡る情勢等に関する的確な情報提供を行うとともに、農業委員会の活動と役割について理解を深めてもらうため、情報提供活動の強化を図ることが必要であります。

そのため、農業委員会だよりの発行をはじめ、ホームページを活用した農業委員会総会議事録の公開、活動計画などの公表を行い、積極的な情報提供と内容の充実を図ってまいります。

6、農業委員・事務局職員の資質の向上について。

農業委員会組織の効率的な運営が求められる一方、新たな農地制度の運用等に関して、許可事務などの厳正な執行と事務処理についての客観性・透明性の確保が求められ、農業委員会組織の体制強化と、農業委員・事務局職員の資質向上が不可欠です。

また、農地、農業者年金、税務、農地所有適格法人などの関係諸制度や、農業関連施策など幅広い見識を持って、農業者との相談活動を行うためにも、研修活動の推進が重要です。

このため、各種研修活動への積極的な参加や関係情報誌の活用等を図ってまいります。

以上、主要な方針を申し上げましたが、農業委員会活動を一層強化し、適正な推進を図る所存でありますので、議会議員並びに村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） これにて各執行方針の説明を終わります。

◎日程第8 議案第3号 損害賠償額の決定について

○議長（中井康雄君） 日程第8、議案第3号、損害賠償額の決定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

令和4年1月3日、中札内村新生の路上において、パトロール中の公用車が交差点に進入した際、横から走行してきた車が公用車を避けてスリップし、電柱に接触する事故が発生、車両が破損したもので、心よりお詫び申し上げる次第であります。

このたび、修理費用が確定し、示談が成立したことから、損害賠償額を決定しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定ください

いますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第3号、損害賠償額の決定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番の議案により説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

令和4年1月3日の降雪に伴う道路における除雪パトロール中に、新生地区の村道東2線道路と村道35号道路の交差点の路上において、パトロール中の公用車が、村道東2線道路を北に走行中、交差点に進入した際、村道35号を走行していた相手側が、パトロール中の公用車を避けてスリップして路外へ逸脱したことにより、電柱に接触する事故が発生して、相手の車両が破損したものでございます。

さらに、事故現場につきましては、高規格道路のボックスカルバートがあるとともに、積雪により車両同士の走行が見えにくい状況でございました。

このことを受けて、相手方と本村における双方の損害賠償保険会社で協議を行い、相手側の総損害額133万4,750円を積算し、相手側の負担を1割、本村側の負担額を9割として、その負担額を120万1,275円とするものであり、本年2月15日に示談が成立したものでございます。

なお、本村の負担額120万1,275円につきましては、本村が加入している全国自治協会損害賠償責任保険から支払うものであり、中札内村新生東2線路上における物損事故の損害賠償額を決定しようとするものでございます。

最後に、相手方に対して、心よりお詫びを申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、損害賠償額の決定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号 中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第9、議案第4号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 議案第4号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー15番の議案関係資料により説明を行います。

1ページをお開きください。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和4年4月1日から施行されることを受けて、本法律附則第2条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されて、個人情報の保護に関する法律に統合される改正が行われることにより、伴うものでございます。

よって、中札内村個人情報保護条例の第2条の定義について定めておりますが、第3号と第4号に根拠法律が明記されており、その根拠法令が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されて、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴って、個人情報の保護に関する法律施行令に改正するものでございます。

施行期日につきましては、明記されているとおり、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

一旦ちょっと休憩いたします。マイクの調子が悪いそうです。少々お待ちください。

では、ちょっと早いのですが、お昼の休憩にしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分
再開 午後1時00分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

◎日程第10 議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第11 議案第6号 中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第12 議案第7号 中札内村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第10、議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第6号、中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第7号、中札内村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国が目指す行政手続のオンライン化の実現に向け、押印の見直しを進める必要があるため、関係条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは補足説明を申し上げます。

黒ナンバー15番の議案関係資料により説明を行います。

2ページをお開き願います。

本議案における概要を説明させていただきますが、国が執り進める地方公共団体における押印の見直しを取組むもので、目的といたしましては、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制、制度の見直しの一環で、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制、慣行を見直すものでございます。

次に、効果であります、新型コロナウイルス感染症の感染防止につながることも含み、住民等の利便性の向上や負担軽減が図られるとともに、事務処理や行政サービスの効率化が図られるものと考えているところでございます。

国における見直しの基準であります、法令の条文等に押印を求める根拠がないもの、登記印や登録印を求めているなどの特段の事情がない限り、押印を求める意味合いが小さい

もの、本人確認がされ、文書の手続き全体として、真摯性が確保されるもの、本人確認の書類や電話、メール等による本人確認が可能なものについては、押印を求めないものとしていくところでございます。

また、本村における見直しの基準につきましては、基本的に国における見直し基準に準拠するものでございますが、本人確認ができる時、従前より押印を求めている届出等の提出をするときとしております。

さらに、押印を省略しないものについては、国との定めにより、押印が義務付けられている場合、契約関係の書類、請求書、印影の照合が必要な場合、届出者以外に義務を課す場合の義務が課される者の意思を確認する必要があるとき、いわゆる代理人による届け出の義務を受ける場合がございます。

次に、3ページをお開きください。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正であります。宣誓書の丸印が削除になっております。

次に、4ページをお開きください。

中札内村固定資産評価審査委員会の条例の一部改正であります。評価審査委員会における調書に対して、委員及び書記等が署名押印することを削除しております。

次に、6ページをお開きください。

中札内村火入れに関する条例の一部改正であります。申請書及び許可書の丸印が削除になっております。

施行期日については、この3つの条例ともに、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、条例の一部改正においては、この3つの条例になりますが、このほか、規則及び要綱等に、関係条項に関する様式が存在することや、押印を求める条項が存在することから、国における見直し基準、中札内村における見直し基準に基づき、必要に応じて、各課等において、一部改正を今年度末に向けて取組むものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第5号から議案第7号、これら3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 6 号、中札内村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 7 号、中札内村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 8 号 中札内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第 13、議案第 8 号、中札内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、これまで本村のし尿収集処理業務を行っていた村内事業者が、令和 3 年度をもって当該業務を停止するにあたり、本村での事業継続のため、十勝管内において翌年度からの業務委託が可能な事業者を調査し、一定条件のもとで調整を進めてまいりました。

この調整の中、業務委託を想定しております事業者においては、し尿処理手数料の徴収事務を受託できないとの返答を受けたことから、現行の徴収方法の取扱いを改めるため、条例改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、高島住民課長。

○住民課長(高島啓至君) それでは、補足説明を申し上げますので、黒ナンバー 15 番、議案関係資料 7 ページ、条例の新旧対照表をお開きください。

提案趣旨の説明にもありましたが、長年に渡り、村内のし尿収集に携わっていただいた事業者の業務停止の申し出を受け、これまで収集事業者が行っておりましたし尿処理手数料の徴収業務について、村が直接行う必要性を生じたことから、現行条例、左側改正前の第18条第3項下線部分、浄化槽清掃許可業者が直接の文言を削除するものであります。

なお、附則のとおり、改正後の条例は、本年4月1日から施行いたしますが、し尿収集の手続き方法や手数料の支払い方法が、一部これまでと変更となりますので、広報誌への掲載とともに、対象者に対してダイレクトメールを送送するなどの対応を今後進めてまいります。

以上で条例の一部改正に係る補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点お聞きいたします。

今回、し尿処理業者、地元の業者が事業を縮小するというので、今まで行っていた方ができなくなったということで、新たな事業者を募って、また継続をしていくということなのですけれども、今までは直接この業者が徴収するということになっていましたけれども、今回、改正案見ますと、その欄が空白になっているということなのですけれども、果たして誰が徴収するということを明記しなくていいのかなというふうに、ちょっと自分は疑問に思うのですけれども。

多分、今回新たな業者になった場合に、今までの料金単価ではできないということで、2円上乗せだったかな、村の方ですということだということ、前回、全員協議会の中で説明を受けたのですけれども、とりあえず一旦は、今までの7円の金額で、村が一旦徴収するような形になるのではないのかなというふうに思うのですけれども、それに後で2円を村が上乗せして、新たな業者の方へお支払いをするのではないかなというふうに思うのですけれども、それにしてもやっぱりここで、ここに空白とする、徴収する者が誰かというのが空白でよろしいのかどうなのか。

ちょっと自分は疑問に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 今回お示ししております条例の改正、新旧対照表、ちょっと記載の方が略という形で抜けておりますけれども、18条の当初の部分で、村長はという文言から始まっておりますので、一応記載の方はカットしておりますけれども、村が行うというご理解、総体的にしていいただければなというふうに思っております。

ただ、村が行うということは前提なのですが、今後、業者が出てきた場合というのも想定されるので、今回については、事業者というところを指定する文言を一応削除させていただくことで条例の改正をさせていただいたところです。

将来的にというのはちょっと、新たな事業者が出てきて、事業者が徴収できるようになった場合もちょっとだけ想定していると言ったらよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） わかったようなわからないような感じなのですが、この18条の3項では載っていないけれども、その前の文では村とか村長が徴収するという、村になっているということで、最初に謳っているということなので、それも理解できるのですけれども、今後、また業者が新たに徴収できるような場合もあるということで、とりあえずは

今ここは空白にしておくということで理解してよろしいのですか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 一応可能性を含めてという形で、今回の方は削除のみにさせていただきます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 今の件ですけれども、中札内地区は多分下水道完備されて、水洗完備になっていると思うのですが、特に上札内地区と農村地区、前回の全員協議会のときもお話をしましたけれども、そちらの地区がまず対象になるかと思います。

ただ、前にもお話ししましたように、上札内市街地区のこの汚水に関しては、結構高齢住宅等々もありますし、何か先ほどから徴収の問題もありましたけれども、なるべく1回支払い書をもって、中札内役場へ来て支払うとか、いろんな方法を言われておりましたが、なるべく高齢者が多い地区でもありますので、そのことも踏まえて、先ほどから言われている直接業者へ支払えるような方法を早めにとっていただくことが望ましいというふうにも思います。

それと併せて、今まで、この汲み取りに関しては、あまり土地の部分で、あまり需要がなかったのか。

どのくらいの頻度で業者が出ていたのかというようなことがわかりましたら、ちょっとお知らせをいただきたいと思うのですが、そういうことも含めて業者の撤退があったのか何か。

そういうところはわかるようになりますか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） まず、最後の方にご質問あった件からですが、業者の撤退に当たっては、職員さん、高齢になってきたということで、これ以上ちょっと続けられないというのが一番の問題だったかというふうに聞いております。

あと、村の方でもこれまでも受付の方はしてはしておりましたが、村で受けているのが全ての件数でないものですから、村内で何箇所にとこの地区を中心にとというのがちょっと把握はできていない状況です。

ちょうど今やっている業者の方から、家庭宛での請求書というか、その写しをいただくのをお願いしているところです。

これはなぜかと言うと、先ほど申し上げました個別の通知をさせていただきたいという、こういうふうに変更になるよというお知らせをここにさせていただくという予定です。

これまでし尿の汲み取りについては、年間、これ令和2年度の数字でありますけれども、年間で74日、年間の件数としては508件というふうに聞いてございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、中札内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号 中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第14、議案第9号、中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業者が金融機関から運転資金及び設備資金等の融資を受ける機会が増えていることから、中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例に定める借入金額の総枠を拡充し、村内事業者の経営支援を図ろうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明申し上げます。

議案関係資料により説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料の8ページ、新旧対照表をお開きください。

中小企業者事業資金利子補給事業につきましては、事業者が株式会社日本政策金融公庫及び北海道中小企業総合振興資金から、運転資金及び設備資金を借り入れた際、村では借入に係る利子の補給を行っておりますが、条例第4条において、村の利子補給の対象となる借入金額の総額を、残高を1億2,000万円と定めております。

しかし近年、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、運転資金、設備資金の融資を受ける事業者が増加していることや、平成元年度以降、この条例に定める借入金額の総額について見直しを行っていなかったこともあり、今回、借入金額総額を4,000万円増加し、1億6,000万円に改正を行おうとするものです。

最後に、附則についてですが、この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村中小企業者事業資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号 中札内村カントリープラザ設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第15、議案第10号、中札内村カントリープラザ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本年4月よりカントリープラザがリニューアルされることに伴い、施設の利用に係る使用料について見直しを図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、尾野産業課長。

○産業課長(尾野悟里君) それでは、補足説明申し上げます。

議案関係資料により説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料の10ページの新旧対象表をお開きください。

中札内村カントリープラザにつきましては、今年度、内部改修等を行い、調理室を廃止して、4月から観光協会事務所を移転させるほか、多目的ホールには、子どもが遊べる屋内遊具を設置したところですが、今回の改修に合わせて、使用料を定めた条文及び別表の改正を行おうとするものです。

使用料を定めました第5条第1項に係る条文につきましては、「プラザの調理室等を利用する者」という文言を、「プラザ等を利用する者」と改めるほか、別表につきましては、使用区分のうち、調理室を廃止するほか、これまで多目的ホールとしていた部分は、半分は屋内遊具を設置したことから、これ以外のスペースを展示・多目的スペースとし、これまで1時間500円としていた使用料は、1日500円とするものでございます。

今回、1日単位で料金を設定しますのは、屋外イベントコーナーの利用単位が1日単位となっていることから、これに合わせて、使用料は1日単位とするものでございます。

なお、今改修で新たに2区画の屋外イベントコーナーを追加したことから、これまで花水山東側に設けていました対面販売コーナーは廃止し、屋内イベントコーナーに一本化するものでございます。

ページは戻りますが、9ページに、改修後のカントリープラザ内部の平面図を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

最後に、附則についてですが、この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1、2点確認をしたいというふうに思います。

今説明あったことで大体わかったのですが、まず、使用料ということで説明あったとおり、1時間を1日にするということなのですが、今まで1時間500円だったものが、今度1日500円ということで、かなりの低料金になるのかな。

それだけ利用者が増えるのかなというように理解するのですが、その辺の基本的な考え方と、併せて、展示スペースと多目的スペース、続いていますけど、一応分かれていますよね。

それで判断として、展示多目的スペース、それぞれ展示は展示、多目的は多目的で借りた場合に1日500円なのかなという理解するのですが、もう一つには、展示多目的スペースということで両方借りても1日500円なのかなということで、何かちょっとあやふやな記述になっていますので、その辺の考え方がどうなのかなということで確認をしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず1点目の使用料が、これまで1時間単位であったものが1日単位になるという部分でございますけれども、これまで1時間単位で500円ということで設定していましたので、現状、ここ数年間は利用実績は全くなかったという状況です。

実際のところは、そういった外部からの利用がない状況で、空きスペースになっていたことから、これまでは観光協会の方でそれぞれ、例えば村内のゆかりある絵を描いている方ですとか、写真家の方ですとか、そういう方に声を掛けさせていただいて、観光協会の方が使われていない場所を利用するという形で、これまで多目的ホールでさまざまな写真等の展示を行ってきたという状況です。

今後につきましては、半分は屋内遊具を設置はしておりますけれども、そういった意味では、1日単位の利用になりますので、展示物等が貼れる部分については、場所が少し前回よりも、これまでよりも狭くはなりますけれども、一方で利用しやすくなるのかなというふうに考えております。

2つ目の場所の関係です。

今回、展示と多目的ということで2つ用意して、場所のところ、実際のところは続きで一体的にはなっているのですが、もともと展示スペースであった屋外遊具の前といいますか正面につきましては、ご家族の方が今後くつろげるよう椅子ですとかテーブルをこちらの方には設置する予定になっています。

実際のところ、そうなってくると、使えるのは、いわゆる壁面が中心なのかなというふうに思っています。

仮に、例えば、こういったところで、内部でこれまでもありましたが、チャレンジショップですとかそういったものを行おうとすると、こちらの多目的スペースの方を、実際のところ

ろはそちらの方の利用になるのかなというふうに考えています。

それも踏まえて、一体的ということで料金設定も、ここ2つ合わせて1日500円ということで設定をさせていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体言っていることわかるのですが、今、産業課長が言う場合については展示多目的ということで両方利用する場合がありますよね。

なのですけれども、過去の例から見ると、展示スペースの壁を利用して展示するのと、もう一つは多目的で何らかの展示をしたとかという、別々な使い方もしているケースありましたよね。

だから、今後についても、一体的に使う場合であればいいと思うのですが、展示と多目的と別々に使うケースもあるのかなというふうにちょっと推測するのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本的にこれまでの利用状況から見ますと、基本的にこれまでの利用方法を見ると、多目的については一体的に利用しているということもあって、今回、料金設定も多目的と展示合わせて一体的ということで料金設定をしたところでございます。

黒田議員がおっしゃるとおり、例えば、今後運用していく上で、例えば、展示だけを行って、また、多目的の部分は空いていると。

その部分に例えば誰かが出店、例えば臨時的にチャレンジショップをしたいですとか、そういった場合も今後はもしかしたら想定されるかもしれないですが、現状はまずこれまでそういった事例もなかったということもございまして、今回の料金設定改正でお示しした料金設定で一旦運用をさせていただいて、そういう事例が発生した場合につきましては、この条例本文をそのまま読み取りますと、それぞれ1日500円ということになりますので、その部分については、今後改めてそういう事案が発生すれば、見直しも含めてそこは検討はさせていただきたいなというふうに思っています。

ただ、現状ではそういった事例は今の段階ではこれまでなかったということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そういう想定であれば、展示多目的ということで一体性があるということでの今回の条例改正にピッタリ合うのですが、中には、展示スペースだけ展示をして、多目的に何かを、今言ったチャレンジショップなり、あるいはまた、前に何か展示というか別な物を置いていたような何か記憶もあるので、その場合については、そういう利用の仕方もあるというふうに思いますので、その辺も含めて効率的な使い方をしていくべきでないかなというふうに思いますので、いろいろ研究していただきたいと、このように思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 黒田議員からご意見もいただきましたので、これまで、先ほども申し上げたとおり、なかなか、この空間は大体一人の方が一体的に利用するというのを想定していますので、例えば、それが違う別々の方が利用したいという場合につきましては、改めてそういった手法も含めて研究はしていきたいなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 今の件で1点お聞きしたいのですが、ここの多目的スペースと

展示スペースでの展示なり何か催し物を行うときの販売等々に関しての規制は何かございますか。

展示物を販売するとか、多目的ホールで何か販売を行うとかというところの規制は何か、今までもありましたか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 基本的には、これまでもこういった公共施設の利用につきましては、会場内での営利目的の販売についてはお断りをしてきたところです。

ただ、過去にカントリープラザの利用の在り方を検討するために、冬期間でしたけども、チャレンジショップという形で、これまでも何点かそういう機会を設けまして、村内の事業者にご利用していただいたという経過もございます。

今後はそういったところも含めて検討はしていきたいなというふうに思っていますが、現状はあくまでも営利目的の販売についてはお断りする形、これまでどおりとなっております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はありませんか。

では、これで質疑を終わります。

議案第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号、中札内村カントリープラザ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号 中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第16、議案第11号、中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、屋内ゲートボール場として利用しておりました体育館分館1の解体工事が終了したことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは、補足説明いたします。

議案関係資料、黒ナンバー15、11ページをお開きください。

中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部改正になります。

先ほど、提案趣旨のとおり、これまで屋内ゲートボール施設として使用していた体育館分館の解体が終わりまりましたので、それを除くものとなります。

第3条につきましては、体育館とは本館並びに分館施設という、これについては削除いたします。

そして第4条1につきましては、本館のみの住所といたします。

そして第9条、こちらの方について、体育館本館となっている本館を全て削除いたします。

12ページをお開きください。

こちらの方が料金の表となります。本館、分館1、これを削除いたしまして、本館のみになりますので、分館1の料金を除いた料金改定とした表に改めるものです。

施行につきましては、公布の日から施行するといたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号、中札内村ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号 中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第17、議案第12号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和3年4月に消防庁長官より「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知が発出され、消防団員の処遇改善に向けた基準が示されたことから、消防団員の報酬額改正について検討を重ね、令和3年11月に開催されました特別職報酬等審議会の答申を受け、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー15番の議案関係資料により説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、改正概要をまとめた資料に基づき、要点を抜粋して説明をさせていただきます。

はじめに、改正に至った経緯についてでございます。

全国の消防団員が2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、消防団員の減少は、地域防災力の低下となり、地域住民の生命、身体、財産の保護に支障をきたす危機感を受けて、消防庁において、消防団員の処遇等に関する検討会を設置して協議を行ってきたものでございます。

今回、消防庁長官から、消防団員の報酬等の基準の策定等について通知があり、消防団員の士気向上や災害対応に対する苦勞に報いるため、消防団員の処遇改善等に積極的に取り組むよう周知があったものでございます。

このことを受けて、消防団員における年額報酬及び出動報酬の改正を行うものでございます。

まず、年額報酬の改定であります。団長、分団長、副分団長及び部長については、現行通りとして改正はございません。

副団長が6万4,000円から5,000円増額の6万9,000円、班長が3万7,000円から2,000円増額の3万9,000円、団員が3万円から6,500円増額の3万6,500円としております。

次に、出動報酬の改正であります。災害出動1回当たり4,800円から、1日当たり8,000円に改正しますが、活動時間や活動内容によっては、支給額が変わります。

次に、訓練、警戒、その他の出動は、1回当たり3,700円から1回当たり4,000円に改正をします。

次に、一般服務は1日当たり1,000円から1回当たり1,500円に改正します。

いずれの出動報酬も費用弁償から報酬とし、課税となるものであります。

また、本改正については、昨年11月18日に開催いたしました特別職報酬等審議会で諮問し、翌日の11月19日に、ほぼ諮問どおりの内容で答申がされております。

なお、この条例の施行につきましては、16ページの記載の附則のとおり、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは確認をしたいというふうに思いますが、改正の趣旨等々については、今、説明ありましてわかりましたが、改正後の内容、それから額等が記載してありますけれども、これについては、先ほど説明あった消防庁から示されたとおりの額ということで理解をしていいのか。

その辺の確認と、管内の市町村の状況、もしわかっていれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） それでは、ただいまの黒田議員からのご質問にお答えしたいと思います。

改正後の内容の額は消防庁から示された額かというのがまず1点目かと思えます。

国からは、団員の年額報酬、それを3万6,500円という額を標準として改正するようという通達がありました。

その中で、それより上の班長から団長までの階級にあっては、職責等に応じて改正するよいうということで、今回、班長が3万9,000円ということで2,000円アップしたのですが、それは団員と班長との職責に応じて、その差額を報酬等審議会で答申されたものになります。

副団長にあっては6万4,000円から6万9,000円に5,000円増額になりますが、これも、これは国の基準の額に今回改正するものです。

2点目の十勝管内の状況についてということなのですが、十勝管内19市町村の中で、5町村が12月の定例会ですでにこのような条例改正をされております。

残りの町村にあっては、3月の定例会で条例改正されるということで聞いております。

以上となります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 管内の町村の状況については、今、説明があったのですが、12月に5町村それぞれ改正したということですが、その町村については、うちが定めた額、内容についてもそのとおりの額になっているのでしょうか。

お聞きをいたしたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） 12月に条例可決された町村にあっては、それぞれの町村の実情に合わせた額に改正されているようですので、中札内村では改正していない階級にあって、そちらの地域実情で改正されている額となっているところもあります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今のちょっと説明聞いていてよくわからないのですが、十勝広域消防団としては、この金額で統一されるということではないということなのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山澤総務課参事。

○総務課参事（山澤康宏君） 消防団にあっては、各市町村の条例になりますので、それぞれの市町村の条例で金額が決定されるものでありますので、十勝管内一律に同一金額というふうにはならないということになっております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号 債権の放棄について

○議長(中井康雄君) 日程第18、議案第13号、債権の放棄についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、村営住宅使用料のうち、回収が不可能となっている債権について、この権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、成沢施設課長。

○施設課長(成沢雄治君) それでは、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、議案21ページをお開き願います。

本案件は、村営住宅使用料に関して、村が有する債権のうち、債務者本人の所在不明により回収不能となっている債権について、権利の放棄を行おうとするものでございます。

放棄する債権の額は15万6,237円、債務者は1名、債権の概要は、平成25年度から27年度までの3年間で、年度ごとの調停件数及び金額については記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、債権の放棄についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
それでは、時間が大分経過しました。
休憩をしたいと思います。
午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分
再開 午後 2時09分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

- ◎日程第19 議案第14号 令和3年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第20 議案第15号 令和3年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第21 議案第16号 令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第22 議案第17号 令和3年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第23 議案第18号 令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第24 議案第19号 令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第19、議案第14号から、日程第24、議案第19号までの令和3年度中札内村一般会計及び各特別会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億6,027万1,000円を追加し、総額を6億2,415万7,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ2億5,331,000円を減額し、総額を4億8,557万7,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ9億8,000万円を追加し、総額を3億4,283万5,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1億2,734,000円を減額し、総額を7,262万6,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1億2,936,000円を減額し、総額を1億5,139万円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ2,007万9,000円を減額し、総額を3億7,978万3,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは補足説明、はじめに、川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番をご用意願います。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に關係のある特定財源につきましては、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

また、おおむね100万円以上の増額補正、減額補正について説明を申し上げますが、委託料、工事請負費、備品購入費の減額については、100万円以上であっても、入札等の執行及び契約金額の確定による補正の理由の場合につきましては、省略をさせていただきます。

最初に33ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄下段、公共施設等整備基金積立1億3,440万6,000円の追加であります。本年度の村税の追加、歳出執行残により生じた財源を、将来の公共施設整備などに備えるため、積立てを行うものでございます。

次に、34ページをご覧ください。

説明欄上段、郵便料100万円の減額は、前年度の実績を考慮して、郵便料を予算計上いたしましたが、新型コロナウイルス対策に係る住民通知等が減少したことによるものでございます。

次に、35ページをお開きください。

5目交通安全対策費、説明欄下段、光熱水費178万7,000円の減額は、今年度、街路灯・防犯灯について、LED化を進めたことにより、電気料が減額になったものでございます。

次に、36ページをご覧ください。

7目電子計算費、説明欄中段、健康管理システム改修委託115万6,000円の減額は、中札内村立診療所との特定健診等データ授受や結果帳票作成に関する事務の効率化を図るため、システムの改修を予定しておりましたが、電子カルテから電子データの出力ができないことを受けて、診療所と協議を行った結果、改修は行わない旨判断したものでございます。

その下段、総合行政システム改修委託272万8,000円の追加は、転出転入の手続きのワンストップ化を図るため、システムの改修を進めるものでございます。

併せて、特定財源として、国庫補助金も追加するものでございます。

次に、41ページをお開きください。

4項、1目戸籍住民費、説明欄中段、個人番号カード等交付事務負担金190万6,000円の減額は、当初見込んでおりましたマイナンバーの交付が少なかったことによるものでございます。

併せて、特定財源として、国庫補助金についても減額しております。

次に、45ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、自動車借上料251万5,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響を受けて、社会福祉事業の利用減少により、バス借上料が減額になったものでございます。

次に、46ページをご覧ください。

説明欄上段、保険基盤安定（軽減分）178万4,000円の追加及び保険基盤安定（支援分）71万3,000円の追加は、国民健康保険税の軽減に対する公費負担を国保会計に繰り出すものであります。

併せて、特定財源として、国庫負担金35万6,000円及び道負担金151万6,000円を追加するものでございます。

次に、48ページをお開きください。

4目障害者福祉費、説明欄中段、日中一時支援事業委託309万3,000円の減額は、コロナ禍の影響で利用回数が少なくなったことによるものでございます。

その下段、南十勝こども発達支援センター負担金197万4,000円の減額は、南十勝こども発達支援センターにおいて、本年度、職員の人事異動、新規採用職員の未採用及び新型コロナウイルスの影響により、研修等が中止になったことによるものでございます。

その下段、介護給付費894万8,000円の追加は、重度訪問介護の利用が伸びたことによるものでございます。

併せて、特定財源の道補助金も追加しております。

その下段、訓練等給付費261万2,000円の追加は、就労継続支援A・B型の利用者が増加したことによるものでございます。

次に、50ページをお開きください。

9目後期高齢者医療費、説明欄中段、療養給付費負担金567万7,000円の減額は、市町村療養給付費負担金額が確定したことによるものでございます。

次に、51ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、説明欄上段、児童手当183万5,000円の減額は、児童手当支給対象児童の減少によるものであります。

併せて、特定財源の国庫負担金及び道負担金も減額しております。

その下段、子育て世帯生活支援特別給付金190万円の減額は、対象世帯の該当が少なかったことによるものでございます。

次に、54ページをお開きください。

3目中札内保育園費、説明欄中段、給料779万4,000円の減額及び職員手当160万5,000円の減額は、年間を通して、会計年度任用職員の保育士を募集してはりましたが、応募もなく採用ができなかったことによるものでございます。

次に、56ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄下段、診療業務監理委託501万2,000円の減額は、診療所経営体制の変更に伴う必要備品購入のため、管理委託料を上乗せしてはりましたが、備品等の購入が確定したことにより、減額するものでございます。

併せて、特定財源として福祉基金からの繰入れも同額減額しております。

次に、58ページをお開きください。

4目健康づくり推進費、説明欄下段、健康メニュー開発委託125万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業中止にしたものでございます。

併せて、特定財源として、福祉基金からの繰入れも減額しております。

次に、63ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働対策費、説明欄上段、会計年度任用職員報酬144万7,000円の減額は、本事業において、当初見込みより参加人数が少なかったことによるものでございます。

次に、64ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄中段、食と農業農村振興基金積立100万円ではありますが、将来の事業財源として積立てを行うものでございます。

次に、65ページをお開きください。

説明欄中段、新元気な畑づくり事業補助金229万6,000円の減額は、本事業費の確定によるものであります。

併せて、特定財源の浸透柵設置対策寄附金及び食と農業農村振興基金の繰入れも減額しております。

その下段、農産物集積場（堆肥場）設置補助金150万円の減額は、令和3年度の農産物における集積場及び堆肥場の設置事業が確定したため、減額するものであります。

併せて、特定財源の食と農業農村振興基金の繰入れも減額しております。

その下段、2目農業振興事業費、説明欄中段、環境保全型農業直接支援対策事業補助金248万6,000円の減額及び畑作構造転換事業補助金49万1,000円の減額は、本事業に係る実績面積等が確定し、補助額が確定したことによるものでございます。

併せて、特定財源の道補助金も減額しております。

次に、66ページをご覧ください。

説明欄最上段、経営継承・発展支援事業補助金108万7,000円の減額は、対象者のうち、辞退者が出たことによるものでございます。

併せて、特定財源の道補助金も減額しております。

その下段、4目土地改良事業費、説明欄下段、道営担い手畑総事業札内川右岸北部地区負担金2,400万円の追加及び道営担い手畑総事業札内川右岸南部地区負担金483万4,000円の追加は、事業主体の北海道において、春先からの早期な工事着手及び調査を伴うものであります。

特定財源の道補助金も精査しているとともに、公共施設等整備基金の繰入れを行うものであります。

併せて、翌年度の工事となることから、繰越明許費の設定も行うものでございます。

次に、69ページをお開きください。

4項林業費、3目村有林管理費、説明欄下段、村有林整備工事315万1,000円の減額は、工事請負額の確定によるものであります。

併せて、特定財源の道補助金も減額しております。

次に、70ページをご覧ください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、プレミアム商品券事業補助金118万7,000円の減額、商工業プロモーション推進事業補助金91万4,000円の減額及びワーケーション普及促進事業交付金294万円の減額は、各補助金における今後の見込みに合わせて減額するものであります。

併せて、特定財源の地方創生臨時交付金も減額し、そのほかの事業に充当しようとするものでございます。

その下段、説明欄下段、商工業振興基金積立5,000万円の追加ではありますが、将来の商工業の振興事業財源として積み立てを行うものでございます。

次に、72ページをご覧ください。

4目道の駅関連施設管理費、説明欄中段、道の駅改修工事1,002万3,000円の減額は、指名競争入札の執行に伴う減による契約確定によるものであります。

併せて、特定財源の地方債も減額しております。

次に、73ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、2目公園管理費、説明欄中段、公園整備調査設計委託286万円の減額は、指名競争執行に伴う減額による契約額確定によるものでございます。

併せて、特定財源の福祉基金繰入金も減額しております。

その下段、2目道路維持費、説明欄下段、道路維持委託202万3,000円の減額は、今後における執行見込みによる減額であります。

次に、74ページをご覧ください。

4目道路改修費、説明欄中段、道路改良補装工事292万4,000円の減額は、指名競争入札の執行に伴う減による契約額の確定によるものであります。

併せて、特定財源の地方債も減額しております。

次に、76ページをお開きください。

5項住宅費、1目建築総務費、説明欄中段、定住促進補助金228万9,000円の減額は、今年度における今後の申請者数の見込みに合わせて減額を行うものでございます。

次に、77ページをお開きください。

3目村営住宅管理費、説明欄、修繕料140万1,000円の追加は、公営住宅の修繕が見込まれるため、増額するものでございます。

その下段、4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅改修工事957万円の減額は、指名競争入札の執行に伴う減による契約額確定によるものでございます。

併せて、特定財源の国庫補助金及び地方債も減額しております。

次に、81ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄中段、永井明奨学資金貸付金194万円の減額は、今年度における執行額が確定したことによるものでございます。

次に、82ページをご覧ください。

3目学校教育振興費、説明欄下段、スクールカウンセラー業務委託122万1,000円の減額は、スクールカウンセラーの訪問回数の減によるものでございます。

次に、85ページをお開きください。

2項学校給食共同調理場費、2目業務費、説明欄下段、会計年度任用職員報酬317万8,000円の減額は、調理員1名の欠員によるものであります。

その下段、3項小学校費、1目学校管理費、説明欄下段、燃料費112万7,000円の追加は、12月定例会において燃料価格の急激な高騰のために増額補正を行っておりますが、新型コロナウイルスの感染症対策として、換気を定期的の実施しているため、例年より暖房を活用しているものでございます。

次に、86ページをご覧ください。

説明欄最上段、外部塗装・屋上防水等設計委託1,034万円の減額は、指名競争入札の実施及び資料作成などの成果品の変更によるものであります。

併せて、特定財源の地方債も減額しております。

次に、91ページをお開きください。

5項社会教育費、3目社会教育振興費、説明欄中段、文化振興奨励事業補助金603万円の減額は、今年度における今後の申請者数見込みに合わせて減額するものであります。

特定財源として、文化振興基金繰入金を同額減額いたします。

次に、92ページをご覧ください。

説明欄下段、交流の杜体育館屋根改修工事395万円の減額は、指名競争入札の執行に伴う減による契約額確定によるものでございます。

併せて、特定財源の地方債も減額しております。

次に、94ページをお開きください。

11款、2項、1目災害復旧費、説明欄上段、中札内交流の杜サッカー場防球ネット復旧工事199万9,000円の追加は、12月1日に発生いたしました暴風災害に対処するもので、交流の杜のサッカー場における防球ネットを改修するものであります。

併せて、翌年度の工事となることから、繰越明許費の設定を行うものであります。

その下段、12款公債費の長期債償還の元金89万2,000円の追加及び長期債償還の利子461万9,000円の減額は、地方債において利率を高く見積もっておりましたが、借入時に利率が下がったことにより、元利均等償還のために利子が減った分、さらには、元金償還分が増えたことに伴うものであります。

次に、95ページをお開きください。

13款諸支出金、1項、1目特別会計操出金であります。介護保険会計48万7,000円の追加、後期高齢者医療会計の193万2,000円の減額については、双方の特別会計における事業確定に伴うものであります。

また、簡易水道会計へ6,776万円の追加及び、公共下水道会計へ1,698万7,000円の追加は、公営企業会計移行による繰り出しを行うとともに、公営企業会計移行後の運転資金確保を行うものであります。

併せて、簡易水道会計の追加における特定財源として、公共施設等整備基金のうち、水道使用料積み立て分を繰り入れるものであります。

次に、96ページをお開きください。

給与費明細書であります。特別職の給与費用については、その他の特別職の人数減によるものであります。

次に、97ページの一般職の表、給与費及び共済費の比較における減額については、会計年度任用職員も含めた職員数の人数減が大きな要因であり、その他の追加及び減額につきましては、扶養等の異動によるものでございます。

それでは、次に戻っていただきまして、13ページをお開き願いたいと思います。

13ページから14ページ上段にかけてご覧ください。

歳入についてご説明を申し上げます。

はじめに、1款の村税で、1項村民税3,416万4,000円の追加、2項固定資産税1,119万3,000円の減額、4項たばこ税350万円の追加は、現在の賦課及び収納率を見込み、それぞれ追加するものであります。

現年度の固定資産税収納率は99.8%で見込んでおります。

次に、14ページ中段をご覧ください。

6款、1項、1目法人事業税交付金300万円の追加及びその下段、7款、1項、1目地方消費税交付金1,500万円の追加は、当初予算において新型コロナウイルスの影響を受けて低く見込んでいたものであり、前年度から交付割合が増えたことによるものでございます。

次に、15ページをお開きください。

説明欄最上段、9款地方特例交付金、2項、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,353万6,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症に起因して、厳しい経営環境に直面している事業者に対する固定資産税の軽減措置による減収分について、特例措置されたものであります。

その下段、説明欄中段、10款、1項、1目地方交付税、普通交付税は、交付額の確定に

よるもので、1億1,434万1,000円を追加するものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

説明欄下段、13款材料及び手数料、1項使用料、3目農林使用料、牧場使用料652万2,000円の減額は、預託の頭数減によるものでございます。

次に、23ページをお開きください。

説明欄上段、15款道支出金、2項道補助金、1目総務補助金、地域づくり総合交付金175万円の追加は、高齢者等における冬期生活支援事業である福祉灯油の増額申請及び防災備品の購入事業が交付対象になるとともに、執行額が確定したことによるものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

説明欄中段、15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金、農地利用最適化交付金は、農地利用に係る活動実績、成果実績に応じて、130万8,000円を追加するものでございます。

次に、25ページをお開きください。

説明欄中段、15款道支出金、3項委託金、1目総務委託金、衆議院議員選挙委託金153万1,000円の減額は、昨年10月の総選挙に係る本村の執行額が確定したことによるものでございます。

次に、26ページをご覧ください。

説明欄最下段、16款財産収入、2項、1目財産売払収入の立木売払134万6,000円の追加は、木材の高騰により、間伐材の売り払い量が増えたことによるものでございます。

次に、30ページをご覧ください。

説明欄中段、20款諸収入、6項雑入、4目宝くじ交付金240万6,000円の追加は、交付額の確定による増額であります。

その下段、21款、1項村債、1目臨時財政対策債2,985万1,000円の減額は、交付税の再算定があったことにより、起債額を変更したものでございます。

次に、8ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2表繰越明許費の補正については、上段の表につきましては、追加する事業で、総合行政システム改修委託事業ほか4事業になります。

その下段、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業について、事業費を減額するものでございます。

次に、9ページに移ります。

第3表債務負担行為の補正につきましては、新年度から中札内村大規模草地育成牧場の指定管理業務委託に対して、限度額を定めるとともに、音響照明及び図書館業務委託(その2)及びデジタル教材使用料の債務負担行為を行い、令和3年度から契約を取り進めようと、今回提案するものでございます。

その下段の表につきましては、3事業の契約額確定に伴い、減額変更を行っているものでございます。

最後になります。

10ページをお開きいただきたいと思えます。

第4表地方債補正であります。それぞれの事業債について、借入額に合わせて限度額を減額変更しようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 続きまして、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 続きまして、国民健康保険特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、補正予算書をご用意いただき、9ページをお開きください。

まず歳出予算について説明いたしますが、1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄下段、国民健康保険システム改修委託54万1,000円の減額は、令和3年度の賦課計算に対応するシステム改修費用として予算計上しておりましたが、通常実施いたしますシステム保守委託の範囲内で対応可能となったことによる不要額となっております。

続いて、12ページまで飛びますが、中段からの6款保健事業費、2項、1目特定健康診査等事業費、説明欄、特定健診等委託90万5,000円の減額並びに、以下、各種委託料の減額は、これまでの実績と今後の見込みにより、所要額を確保した上で減額補正を行うものであります。

続いて、歳入側の説明を行いますので、6ページまでお戻りください。

1款国民健康保険税、1項、1目一般被保険者国民健康保険税、各節の合計額464万6,000円の減額は、当初賦課額の確定から、その後の被保険者異動等を加味し、年度末の収入見込額として、それぞれ調整するものであります。

次に、2款道支出金、1項、1目保険給付費等交付金、説明欄、保険者努力支援分23万円の減額以下、特別調整交付金及び道繰入金の減額と特定健康診査等負担金25万円の追加は、それぞれ実績に応じた交付申請額、交付見込額に合わせて、今回補正を行うものであります。

7ページ中段、4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、説明欄、保険基盤安定繰入金軽減分178万4,000円の追加、同じく支援分71万3,000円の追加は、それぞれ国保税の軽減に対して公費補填を受けるものでありますが、金額の確定により、一般会計からの繰入額として調整を行うものであります。

続いて、ページ下段、2項、1目基金繰入金99万9,000円の追加は、国保基金からの繰入額を増額し、会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

引き続き、後期高齢者医療特別会計の説明をいたしますので、黒ナンバー12番、補正予算書の6ページをお開きください。

まず、歳入から説明いたしますが、上段、1款、1項後期高齢者医療保険料は、現在の調定額と収入見込みにより、特別徴収保険料は320万2,000円を追加、普通徴収保険料は269万9,000円を減額するものであります。

ページ中段、2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、確定と見込みによる算定結果から、事務費繰入金は182万円を減額、保険基盤安定繰入金は97万2,000円を減額、健康診査受託事業繰入金は11万2,000円の減額調整を行うものであります。

ページ下段、3款繰越金77万2,000円の追加は、令和2年度会計の決算確定をもって増額補正を行うものであります。

次に、7ページ、5款広域連合支出金、2項、1目健診等受診率向上特別対策補助金35万5,000円の追加は、村が実施いたします独自の健診項目に対する交付額として増額を行うものであります。

続きまして、8ページ、歳出をお開きください。

ページ中段、1款総務費、1項、2目保険事業費、説明欄、健康診査委託40万8,000円の減額は、これまでの実績と見込みにより減額補正を行うものであります。

9ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、事務費等負担金31万4,000

0円の減額、保険料等負担金47万2,000円の減額につきましては、広域連合に納付すべき額の確定により調整を行うものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

黒ナンバー11番、介護保険特別会計補正予算書、10ページをお開きください。

まず、歳出から説明をいたしますが、財源となる歳入の調整額も一部補足しますので、歳入側での同様の説明は省略いたします。

ページ中段、2款保険給付費、1項、1目介護サービス等諸費、説明欄、1,162万5,000円の増額は、説明欄に内訳を記載しておりますが、居宅介護サービス等給付費では、訪問入浴介護の利用件数の増加のほか、特定施設入所者生活介護の利用の増により、332万3,000円を追加するものです。

また、介護予防サービス等給付費は、福祉用具購入、住宅改修の増により、9万2,000円を追加し、その下の施設介護サービス給付費は、老人保健施設の利用者増などによる所要額として821万円を増額するものです。

この給付費に係る財源は、ページ中列、国庫支出金の合計額で468万円余り、道支出金で238万3,000円のほか、記載のとおり、歳入側の財源調整を行っております。

次に、11ページ下段、4款地域支援事業費、2項、1目介護予防生活支援サービス事業費、説明欄、負担金補助及び交付金116万3,000円の増額は、要支援の方を対象とする訪問介護の利用が増加したことによるものです。

次に、12ページ下段、3項、1目一般介護予防事業費、25万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症による国の緊急事態宣言や夏の猛暑、冬の大雪などの影響により、介護予防教室まる元が開催できなかったことによるものです。

また、13ページ中段、4項、1目包括的支援任意事業費58万8,000円の減額は、成年後見、法定後見の該当者がなかったことによるものです。

ページ下段、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金、説明欄、積立金249万8,000円の減額は、介護給付費の増額に伴い、歳入予算で賄え切れない会計全体の財源調整を行うものです。

次に、6ページの歳入までお戻りください。

ページ上段、1款介護保険料、1項、1目第1号被保険者介護保険料、現年度分91万7,000円の増額は、介護保険被保険者の所得が見込みよりも高かったことによるものです。

ページ下段、3款国庫支出金以下、7ページの4款道支出金、5款支払基金交付金は、それぞれ科目ごとの補正額に増減がありますが、歳出側の介護給付費、地域支援事業費などをそれぞれの規定の負担割合に応じて再調整を行い、本年度における収入見込額として今回補正を行うものです。

6ページ下段、2項国庫補助金、3目保険者機能強化推進交付金21万6,000円、その下、4目介護保険保険者努力支援交付金22万5,000円の増額は、それぞれ交付決定によるものです。

次に、8ページをお開きください。

上段、7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正総額48万6,000円の追加は、説明欄上段の介護給付費繰入金現年度分145万3,000円の増額、以下、目的別に一般会計からの繰入額を調整するものです。

その下、8款繰越金、1項、1目繰越金145万7,000円の追加は、昨年度の決算余剰金のうち、基金に積み立てた分を除いた全額を計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、成沢施設課長。

○施設課長（成沢雄治君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

黒ナンバー13、簡易水道事業特別会計補正予算書の7ページをお開き願います。

歳入の主なものでございますが、1款分担金及び負担金の共同施設維持管理負担金56万4,000円の減額は、南札内浄水場共同施設維持管理費の前処理施設に係る薬品代及び電気料の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額するものでございます。

次に、2款使用料及び手数料の水道使用料4万9,000円の追加は、当初見込んでいない臨時用水の使用によるものでございます。

その下段、水道手数料31万6,000円の追加は、個人住宅及びマンション等の建設の増によるものでございます。

次に、3款国庫支出金、簡易水道国庫補助金30万円の減額は、南札内浄水場高区配水池耐震化工事実施設計委託の額の確定によるものでございます。

次に、8ページの最下段、8款村債、簡易水道事業債90万円の減額は、企業会計移行に伴う法適化委託、システム導入委託及び高区配水池耐震化工事設計委託の入札による減額に伴い、事業債の借り入れが減少したことによるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳出の主なものでございますが、右説明欄上段、配水池維持管理費、需用費の光熱水費1万7,000円の減額と、少し飛びますが、10ページ、説明欄上段、受水費164万6,000円の減額及び2款共同施設管理費、説明欄中下段、需用費の光熱水費30万円の減額は、令和4年度から企業会計に移行となるため、3月31日で打ち切り決算となり、4月以降の支払いについては、企業会計からの支出となることから、減額したものでございます。

9ページに戻っていただき、説明欄下段、簡易水道事業基金費、簡易水道事業基金積立は、余剰金見込みの増により、財源調整として226万円を追加するものでございます。

続きまして、黒ナンバー14、公共下水道事業特別会計補正予算の7ページをお開き願います。

歳入の主なものでございますが、3款国庫支出金の下水道国庫補助金1,071万1,000円の減額は、浄化センターの機械等更新工事に係る3本の工事、さらに工事に伴う機械等の見積委託、施行管理委託及び浄化センター更新工事实施設計委託の額が確定したことによるものでございます。

その下段、4款繰入金の一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整で301万3,000円を減額するものでございます。

その下段、6款諸収入の雑入293万6,000円の追加は、確定申告により消費税が確定し、還付を受けたものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

7款村債、下水道事業債の940万円の減額は、国庫補助金で説明しました浄化センター工事3本、実施設計委託及び企業会計移行に関する委託2本の減に伴い、事業債の借り入れが減少したことによるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

歳出ですが、1款総務費、説明欄中段、12節委託料150万2,000円の減額は、下

水道調査設計委託及び企業会計移行に伴う法適化委託、システム委託の入札等による減額となったものでございます。

その下段、14節工事請負費の終末処理場処理施設工事1,835万5,000円の減額は、当初予定の工事の中止及び3本の機械更新工事の設計額の精査及び入札等による執行残でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

時間、大分経過いたしました。

休憩をしたいと思います。

3時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

議案第14号から議案第19号、これらの6件を一括して質疑を行います。

質疑はありますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは3点ほどお伺いいたします。

一般会計補正予算ですけれども、その32ページの総務一般管理費のところでは1点お伺いいたします。

庁舎管理費の修繕料、金額的には小さいのですが、39万7,000円とありますけれども、これは庁舎なのか、その関連する施設なのかわかりませんが、こういった修繕費なのかということをお伺いいたします。

続きまして、2点目ですけれども、68ページの畜産振興費の中で、レンダリング環境対策補助金、三角の100万円とありますけれども、これ毎年のように継続して、多分農協連だったと思いますけど入ってきていたと思うのですが、今回、なぜ入ってこなかったのかどうかわかりませんが、その点どうなっているのかなということをお伺いいたします。

それと86ページの小学校費ですけれども、外部塗装・屋上防水等設計委託費で、三角の1,034万円ということになっているのですが、先ほど説明の中で、指名競争入札による減といたしましょうか。それともう1点何か説明されていたのですが、ちょっと聞き取れなくてわからなかったのですが、これについて、昨年の7月の臨時会で補正額が1,260万円ほどで承認されているのですが、それから見るとかなり安くなったので良かったのですが、なぜこんなに大きく下がったのかなというふうなことがあります。

この臨時会の中でも、なぜこんなに設計委託でかかるのだというような質問もあったかと思っておりますけれども、そのときの説明の中で、かなり面積的に大きな修繕、改修だということで、このぐらいかかりますというような説明があったと思うのですが、それが今回、かなり残額が出たということで、その辺、最初の積算もしくは見積り等に何か誤りかと思いませんか、ちょっと甘い見積りだったのかなというふうにも見えるのですが、その辺どうなっているのかを説明をいただければというふうに思います。

以上、3点お伺いします。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

私の方からは、庁舎管理費の39万7,000円に対する補正についてということでありますが、こちらの部分につきましては、この新庁舎建てて1年経過するわけなのですが、玄関の雨だれですね、こちらの部分につきましては、住民の方からもご意見もいただきましたし、議会の中でもいろいろご意見をいただきました。

そういった雨だれに関する取り付けを行おうというものでございます。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、68ページの畜産費のレンタル環境対策補助金の関係を説明させていただきたいというふうに思います。

こちらの補助金は、歳入の財源欄にも記載があるとおおり、もともとは農協連の方からレンタル施設の環境対策に係る寄附金ということで、毎年100万円の寄附をいただいているところでございます。

村としましては、これまでもレンタル施設周辺の環境整備ですとか、污水環境整備ということもございまして、この100万円につきましては、農協の方にレンタル環境対策補助金ということで、毎年100万円の方を補助してきたところですが、今年度、農協さんと協議をする中で、なかなかそういった環境対策、今年度ちょっと取り切れなかったという話をいただきまして、補助金の方は辞退したいという申し出がございました。

そのこともありまして、こちらの方のレンタル環境対策補助金につきましては、100万円の減額をさせていただいたというところです。

しかしながら、農協連の方からは100万円の寄附をいただいておりますので、その分につきましては、先ほど総務課長が説明したとおおり、食と農業農村振興基金の中で、後年度のそういった環境対策で使えるということもございまして、そちらの方に100万円の積立てを行ったところでございます。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 86ページ、中札内小学校の外部塗装・屋上防水等設計委託の減額の理由ですが、これにつきましては、先ほど質問あったとおおり、7月の補正時において追加いたしました。

当時は、北海道営繕工事設計業務等算定基準、これに基づきまして設計図を新たに六十数枚作成するという形で見積りを行いました。

再度、入札時において精査を行ったところ、発注用の図面を大幅にこれを減らしました。

なぜかと言いますと、当初予定していたのは、コンピューターを使った設計、CADを使った設計を予定していたのですが、それを取りやめまして、既存の持っている図面を置いて、それをスキャナーで落として、それを活用するという方法に改めましたので、この図面の設計、図面の作成が大幅に減ったことによるものです。

今回、入札を行っているのですが、そのときの予定価格において、245万円ほどの予定価格の中で入札執行を行っております。

当初、7月時点には、この設計図が必要だということだったので、その後、精査した中で、いろんな村の技師等と話していく中で、そこまで必要がないという判断をいたしましたので、このような判断をして入札を行っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1番目の庁舎管理費の修繕料ですけれども、玄関の雨だれ修繕のた

めの金額を見積りたいと、補正上げたいということなのですが、玄関の前に飛び出ているところの横から落ちる雨だれというか、その修繕というふうに理解していいのか。玄関のところの高いところから両側に落ちる雨だれの修繕ということで理解をしてよろしいですね。

あれも最初の設計になかったのかもしれませんが、果たしてこれにまたお金を出して直さなければならぬのか。ある程度クレーム処理みたいな対応でできないもののかなというふうにも思うのですけれども、その辺はどうなのかなということをお聞きしたいと思います。

あと2点につきましては、理解はしました。

ちょっと修繕費についてはちょっとお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 当初の設計につきましては、当初、役場庁舎の設計額が大きく膨らんだときに、そういうところにつきましては、できるところは落としてきているところがありました。

その部分についても、設計から当初は外しておりましたので、その中の工事費で見るということはできなかったような状況にあります。

しかしながら、強風というか、風が吹いたときに、その水がお客様にかかるとか、そういったようなことも想定されるということもあって、その部分の処理をしっかりと行わなければいけないというような判断に至ったところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 多分あの作りからいくと、設計の段階やら施工した方々からしても、ある程度想像はできるというかわかるのではないかなと思うのですよね。

あそこから大量の雨水が落ちてくるというのは。

せめてあそこから鎖でも吊るして、それにたずさわせて落とすとか、そういった工夫やら、といを付けるとか、その辺は建設会社やら設計会社としても理解できる範疇ではないかなと思うのですよね。

それに対して、また今回、村の方で支出をして何か対策を取ることなのでしょうけれども、ちょっと自分としては納得がいかないというか、感じがいたします。

また、1月の大雪のときにも、あそこに職員の方向名か上がって雪かきをしていたと思うのですよ、あその屋根の上、大きい建物の方にたくさん雪をかき上げていたような気がするのですが、あんなのも毎年やっていかなければならないことなのかどうなのか。

ちょっと見ていて思ったのですけれども。

ちょっとこの修繕費については、自分としては納得できないですね。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、総務課長から修繕料の内容については、今お話したとおり、当初の設計では、あその部分については、もっと別な設計だったと。

実際に設計変更というのを確定する前の設計変更ですけど、契約をする前の。

その段階でこちらとの、村と設計会社との調整の中で、経費を落としているところも含めてあって、落とせるところは落としていこうということで見直しをかけていった。

そのことが、結果、ああいう形にはなったのですが、それをもともと設計上ないものを発注をした後に付け加えるというのは基本的にはできないので、クレーム処理でもないということなので、今回はその部分、修繕料として計上させてもらったということでございます。

ただ、これ、建設を請け負った業者さんにそれなりに見積りをとることになると、冬場

の凍結のことも考えると、電気を回して凍結防止をしたりだとか、そういう処理にどうしてもなってしまう、そうではないケースもあるのかもしれませんが、そうすると過大な、かなりの金額の修繕料がかかってしまうと。

ただ、村側としましては、さっき指摘された軒先に上がって雪を下す。あれは上から雨だれが落ちないように、天井のところで、冬場については雨だれが落ちないように蓋をする処理をしているから、結果的に解けたやつが減っていかないということがあるので、それであれば、この冬、上にある雪についてはある程度減らすために下ろしましょうということをやったわけです。

今回の修繕で、春先に雨樋を付けてしまえば、解けた部分についてはその雨樋を使って流れ落ちますので、以降は、雪をわざわざ一回一回下ろす必要もないかなと。

最小の経費で最低限雨水を上から落とすという行為ができるように、基本的には夏場についてはその雨樋を付けたままにしておく。冬場は、言ってみれば側溝を伝って落ちる間に、中の水が凍ってしまうというのはあり得る話なので、冬場については、その雨樋は外せるようにしよう。

春先になって雪が解ける状態になったときに、雨樋をもとに戻すと。

ちょっとその部分だけが面倒くさいかなというふうに思いますが、わざわざ電気を引っ張って行って電源処理をして、断熱処理をしてというところまで行わなくても、ある程度少ない金額、それでも三十数万円というのがありますけれど、その金額の範囲でできるのであれば、そういう手法でやるのが一番いいのだろうと。

クレーム処理はさすがに、もともとの設計上から外してあるやつを、もとに戻して雨樋を付けるというところまでちょっとできなかったというのが、クレーム処理としては処理ができなかったというのが実態でございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今の説明、ちょっと納得いかないのですが、今建ててまだ1年も経っていないのに、こういう不都合ができたときに、追加予算でこういうことをするのは、担当者何のためにいるのですか、役場の。

そういうことをしっかりやっていくのが担当者でないのですかね。

職員の方、これ自分の家建てたとき、こうなったとき黙っています。

黙っていないはずなのですよ。

村の仕事だからいいのだろうと思うのだろうけども。

設計ミスですよ、はるかに。最初からそうなのですよ。

排水溝の上から落ちるやつ、1本のやつを2本にした。それで高くなった。

いろんなもの追加、追加とって倍近くなってしまっているわけですよ。

そんなことで、まだ1年も経たないうちに追加予算で修繕するというのは、これは改良なのかな。

そんなこと村民に説明できないですよ。

自分の家だったらどうするのですか、これ。

ちょっと担当者連れてきて説明してくださいよ。

これは宮部議員も今言ったけども、ほかの議員も納得しないと思うのです。

それも我々が言って、あそこに排水溝付けたわけですよ。

最初からミスですよ、設計の。

どうなのですかね、これ。この問題は、やっぱり少し問題にしなくてはいけないと思うの

ですよ。

1年経っていないのですよ、まだ。

担当者、この説明を担当者連れてきて説明させてくださいよ、皆が納得するように。

甘すぎますよ、考えていることが。

どうなのですか。

いくら副村長が言い訳したって、だめなものはだめなのですよ。

冬になってまた違うことをしなくてはいけないとか。

これは完全な設計ミスなのですよ。

これは担当者と設計者と来て説明していただく必要があると思うのですが、いかがなものですかね。

○議長（中井康雄君） ちょっと休憩いたします。

休憩を解きたいと思います。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今お話の中で、設計を担当した職員を連れて来いと、説明しろということだと思いますが、説明としては、今私が言った設計自体、ミスというか、上から垂れる状態でも大丈夫という判断のもとに、それはそうでなかったと言われてそれまでなのかもしれませんが、基本的には設計書どおりでき上がっていて、その部分についてクレーム処理をするというわけにはいかないと。

実際に雨だれが落ちてきて、これが冬場、落ちた状態のままになったときに、壁面に降りかかるだろうと。

それはあくまでもそうなった、降りかかったものがどンドン凍っていくのではないかという指摘もあって、今回、上で蓋をして雨垂れが落ちないように処理をして、だけど、そうなってしまうと、今後春先になると、雪が当然解けてきますから、それを毎年のように続けなければならないということにはなりませんので、設計どおりにできあがったものをクレーム処理でやるというわけにはちょっといかなかったというのが実際です。

担当者を連れてきても、結果的には、その経費を落とすために、そういう設計変更をしたということでもありますので、説明の内容は何ら変わらないということだというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ちょっと休憩します。

休憩前に引き続きです。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 山崎副村長の答弁、同じことなのだけども、いいですか。

作ったとおりにやるのがそうだとするのなら、なんでそういうふうにしたのが問題なのですかという、だから担当者に聞きたいということを言っているわけですよ、自分は。

今になって、不都合になっていたから、契約どおりだからどうにもならないということにはならないですよ、これ。

だって、家の水どこかで止まるのに、これ設計で書いたからって、作ったときに設計ミスだって言えないことになるでしょう。

あそこの水流れるのは、きちんとそういう問題のないように流れるのが設計ではないのですか。

今設計者も担当者も呼べと言ったけども、それは呼べないけども、この辺わかってくださいよ。

雨水流れるの、もうできたときからですよ。

あそこ通ったら水が流れる。
それから議会の窓の前の庇みたいのも折れる。
これ、クレームかもしれないけども。
そういうことがある限り、設計図どおりでないのですよ。
そういうものをお願いしたのだから。
そういう不都合のないように作ってもらうのが商売ではないのですか。
今、呼べと言ったのだけでも、呼ぶ必要もないので。
ただ、今、副村長の答弁に関して、設計図どおりやったから、これは不都合だったからクレームで直しますでなくて、自分たちで直しますということにならないのですよ。
言いわけみたいなこと言わないでください。
これだけわかってください。
作って不都合で、1年も経たないうちに、これを金掛けて直しますよ。
これ我々の不注意なのですか。
設計した人と、村に担当者がいるわけですよ、そこに。
その人方がきちんとしなかったからこういうことになったわけなのですよ。
さっきも言うように、ずっとこの経過の中に、設計ミス設計ミスで、どんどんどんどん改良して積みあがってきて、村民にもものすごい非難受けたわけなのですよ。
大きいこともそういうことあったのですよ。
でも、小さいからって許すわけにはいかないのですよ、これ。
これどういうふうに解決すれって、できないのだろうけども。
自分もそんなに言う必要もないと思うけど。
こういう気持ちをわかってくださいよ。村民みんなそう思っているのですよ。
担当者しっかりしていただかなくてはいけないと思うのですよ。プロでしょう。
水の流れるところがだめになったから、だめになったらではだめですよ。その前にどうして気付く担当者でなくてはいけないのですか。
だから、職員もしっかり、村長の中にも職員づくりで一生懸命頑張っているのだろうけども。そういうことが職員がやっているわけですよ。
今からでもいいです。これはクレームにしてください。
村の金使って直すわけにはいかないのですよ。
我々議員である限り、ここで決済するわけにはいかないのですよ、これ。
いかがなものですか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほども言いましたとおり、その雨樋の部分の設計につきましては、結果的にちょっと変わらないのかもしれませんが、上から下ろすということで雨水を処理するというのは、もう想定内で進めていました。

そのとおりに建設が終了したと。

ただ、思ったよりも、思ったよりというよりも結果的にその設計を変更したときに、その雨垂れが下に落ちていって、結果的に人に降りかかる可能性があるということもまで想定していたかどうかということ、その辺の読みが甘かったというのはご指摘のとおりだというふうに思います。

ただ、これをクレーム処理するということになれば、もともと指示して納得したもの、納得が間違っていたという指摘はあるかもしれませんが、実際にそのゴーサインを出して、その設計であの庇の部分をつくったということであれば、そのことをもってクレーム処理な

り相手方に瑕疵があると。

それとはちょっと違うというふうに思うのです。

ということもあって、今回のケース、クレームで処理するわけにはいかないという判断になったところでございます。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 副村長、ちょっと違うのでない。

それを我々素人だからわからないのですよ。

結果で物話しているのかもしれない。

でも設計をきちんと一緒にやる職員がいるわけでしょう。

その段階から間違っていますよということを言っているのですよ。

これは認めてほしいのです。

我々、副村長だって、その設計図見たってわからないもの。

でも、きちんとここに、村には担当者がいるわけですよ。

これは、自分は、皆さんどう思うか知らないけど、はい、いいですよとは言えませんね。

これ3回も話すつもりなかったのだけでも。

これはやっぱり村が、もっと言えば担当者がミスだったということを認めていただくべきでないですか。

今後もこういうことないように。

その担当者には嚴重注意をしていただくとか。

そういう簡単な話ではないのではないですか。

今いくら副村長が弁解したって、結果が結果なのですから。

なんでこの結果になったかということを考えてほしいのですよ。

それを言いわけみたいに言うから段々声が大きくなってしまっただけでも。

それはそれとして、認めてもらわなくてはいけないし、それにかかわった担当部署があるはずですよ。担当者も。

その人方にも、何かこの問題に対しては、後で結果か何かあってもいいのではないかと。

そういうふうに思います。

○議長（中井康雄君） 多分答弁したと思うので、ご意見としてお伺いしておきたいと思えます。

ほかに質疑ございますか。

1番木村議員。

○1番（木村優子君） 一般会計補正予算書82ページ、スクールカウンセラー業務委託についてお伺いいたします。

総務課長のご説明だと、スクールカウンセラーさんの訪問回数が減ったため、122万1,000円減額ということになっておりますけれども、もともと設定している回数、例えば週何回とか何日というもともとの回数と、あとは回数が減った要因などわかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 82ページ、スクールカウンセラー業務委託122万1,000円の減額についてですけれども、もともとの予算が207万6,000円でございます。

これは年度当初、4月から新しい形、委託と報償の2人体制でということで見ただけですけれども、こちらの方を、年度当初、予定の方ですけれども、小学校1回、中学校月2回の形で予定組んでいたのですけれども、年度当初の方は、臨床心理士のドクターの方が、ちょっと忙し

いものですから、この予定どおり来れなくて、年度当初の方は、月2回程度の回数になってしまいました。

それで、今回このようになってはいますが、直近、10月以降については、ある程度中学校、小学校とも予算どおりの形、来れるようになりまして、今は当初の予定どおり、中学校月2回、小学校月1回来ています。

年度当初の方は来れなかったということです。

このスクールカウンセラーの活動につきましては、中学校だより等、または新聞等によってご存知かと思えますけれども、学校、保護者、教員にとって非常に有効な活動をしていただいております。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） わかりました。

次年度も増額しての予算となっております、先ほど、年度当初が忙しくて来れなかったということなのですけれども、次年度、そのような可能性がないのかについてお伺いします。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） こちらの方の考えというか要求につきましては、中学校月2回、小学校月1回来ていただくような形でお願いしたいと思います。

ただし、ドクターにつきましても、ある程度ほかの業務が忙しければ、このような形になりませんが、村の方からは、そのような形でお願いしてまいります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいというふうに思います。

まず、69ページの村有林管理費の説明の中段の村有林整備工事の工事請負費315万1,000円ということで減額になっております。

これについては、例年ですけれども、随意契約でやっているというふうに思うのですけれども、それにしても300万円ということで額が大きいものですから、何か事業量ですか、準備地拵えだとか造林だとか下刈りとかあるのだけれど、その随意契約で落ちたものは多少あるのでしょうか、何かの事業量が変更になっているのかなというふうにちょっと推測しますので、その辺の説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、94ページの災害復旧費の中札内交流の杜サッカー場防球ネット復旧工事なのですが、これは説明あったとおり、12月1日に暴風災害があって、あの鉄柱については、南側のあれについては鉄骨みんな曲がり倒れたというのか、倒れて使用できなくて処理をしたのではないかなというふうに思うのですけれども、それにくっついているネットあるのですね、緑色の。

そのネットについては、使えるような状況なのか。びりびり破れて更新するのか。

多少破れておれば、それを補修すれば使えるのかなということでもちょっと予測しますので、その辺はどういうふうに考えておられるのか、説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、一番最後になるのですが、特別会計繰り出しということで、簡易水道会計6,700万円、公共下水道会計に1,700万円繰り出していますよね。

これ、特別会計の絡みもあるのですが、特別会計の方の説明も聞いたのですが、4月から企業会計が始まると。

その企業会計の方に運転資金の確保のために繰り出すのだというこんな説明があったところなのですけれども、私もよくわからないのですが、特別会計の方で、この部分については繰

入金で受けて、そして運転資金の確保にするとすれば、歳出の方で組む中で、4月からの資金運用ですか、何かされるのが正しいのかなというふうにちょっと思うのですが、特別会計の方にも何ら計上されていないということは、いわゆるどういうふうに理解すればいいのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、69ページの村有林整備工事の事業費の減少の要因ですが、議員が今お話があったとおり、基本的には見積り合わせに伴う事業料の減額なのですが、一部、実際予定していた事業に達しなかったというものもございます。

一つが、まず準備地拵えです。

準備地拵えの方ですが、実測の結果、面積が1.54ヘクタール減少しています。

そういったこともありまして、結果的に事業量が減少になったという要因がございます。

また、間伐については、当初想定していた材積量を下回ったということもありまして、間伐についても、事業量が大きく減少しています。

今回、315万円ほどの減額をさせていただいていますが、大幅な減額になった要因につきましては、今説明しました間伐と準備地拵えによる事業量の減ということになってございます。

○議長（中井康雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 災害復旧費における交流の杜サッカー防球ネット復旧工事ですが、今回、見積もり依頼した業者に現地を見ていただきました。

交流の杜南側約80メートルあります。

単管とネットが材料となるのですが、見積もり依頼した時点では、ネットについては撤去の段階で使えなくなる恐れが多分にある。そして、単管の部分については、真っすぐな部分は使えるものは使う。

そのような考えで見積りをいただいて、この金額で今回予算を出しています。

ただ、実際、もう少し雪解けが始まりまして、工事始まる前に再度確認をして、使えるものは使うというのは当然だと思いますので、そのような形で考えていきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 黒田議員の質問にお答えしたいと思います。

簡易水道会計、公共下水道会計の繰出金の関係でございます。

こちらは先ほど説明したとおり、運用資金として支出するわけなのですが、特別会計で、一般会計もそうですけれども、単年度主義、それには、会計年度独立の原則ということで、歳入と歳出を同額というような形になります。

その中で、運用資金としてこの金額を出すわけなのですが、支出の部分につきまして、その特別会計において、その部分についてはないというような、見いだせなかったという部分があります。

よって、あらゆる角度から考えたのですが、予備費で充当するとか、歳出を見るとか、そういったようなものもいろいろ内部で検討しました。

しかしながら、歳出の場合につきましては、現段階では計上すべき支出がないということも含めまして、今回、こちらの運転資金として、一般会計から支出するわけなのですが、こちらの会計につきましては、会計年度末に、いわゆる3月31日において、各会計の歳入歳出の決算上、1会計年度において、実際に収入した金額が実際に支出した金額を差し引い

た残額、いわゆる剰余金です。

3月31日をもって、この支出した金額については剰余金という形で、各公営企業会計の中で運用されていくことになります。

この会計につきましても、4月1日以降、独立的な形で運用していかなければなりません。

そういった中で現金が必要だということがあって、今回、運用資金として出すわけなのですけども、実際にあらゆる角度から検討した結果、今回、一般会計からは繰出すけども、その支出だけが見いだせないために、今回、そういったような形で取り進めたというような状況であります。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1点目の村有林整備工事の関係ですが、いわゆる事業量がそういう具合になったということでわかりました。

準備地拵えの当初の面積、ちょっとわからないのですが、最初は図上というのかな、それでやっていくのだろうと思うのですが、その割に大きく1.54ヘクタールというところでかなりの面積減っていますよね。

だから、ちょっと予測つかないのですが、もうちょっと図面の精査をすることによって、事業量についてはそんなに大幅に狂わないで出せるのでないかということと、準備地拵えですから、前年度に実測というのはやらないものなのでしょうかね。

その辺、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それとあと、サッカー場のネットの関係については、次長言うように、使用できるものは使用していくことによって節減できるわけですから、雪解けになるとははっきりわかるので、できるだけ経費節減のために、そんな努力をしていただきたいというふうをお願いをいたします。

あと、最後の特別会計の繰出しの関係ですが、私もちょっとわからないのですが、これだけの大きなお金を繰出すよと言っておいて、繰出し先が、説明聞いているとわかるのですが、数字的に出てこないというのはどうも何か理解できないのですが、かなり内部的に精査はされているというふうに思われるのですが、ぜひ、いろんな、法的にというのかな、財政やっていく段階で間違いのないようなことで進めてもらいたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 準備地拵えの面積の関係です。

予算では、準備地拵えの面積を9.76ヘクタールということで計上していました。

準備地拵えの面積につきましては、当然、皆伐とリンクする部分でもありますので、前年度、当然予算のときに皆伐の場所決めというのはしますので、今回、準備地拵えの方が実測の結果、面積が1.54ヘクタールということでちょっと減り方が大きかったのですが、その部分については、来年度以降、また精度を高めながら、当然、皆伐と関係する部分でもございますので、精度を高めるようにきちっと対応していきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） 2点ほど質問いたします。

70ページのプレミアム商品券の関係ですね。商工振興費のことです。

先ほど、この各補助金減額されていて、今後の見込みで減額するものという答弁を聞きました。

それで、プレミアム商品券の補助金ですけれども、これも減額されており、今年度においては、この商品券というのは、お互いメリットのある事業だったはずなのですが、それが減額されているということで、あまり利用されなかったのかどうか。

その辺のことをお聞きしたいと思います。

もう一つは、37ページのコミュニティ活動費、下段の方にあります。

金額的にはあまり多くはありませんが、行政区交付金33万円。

これはきっと町内会や行政区の花見や秋まつりなどが中止になって減額されたものなのかなと思っておりませんが、そういった地域活動が2年ごしで中止になっております。

最初の1年目は、村の中でもやれなかったねという状況でした。自粛しなければならないので、やれなかった。

そして2年目に入って、また、このやれなかったことが、やらないの方向に慣れていってしまっていないかを感じるこのごろです。

地域の交流は、近所同士の顔の見える関係づくりとして大変重要な行事ではないかと思っております。

コロナ禍でも、今何ができて何ができないのかっていうのを考えると、できることというのが見えてくるとは思います。その各行政区はこういうコロナ禍の状況の中でも、ここ2年間の間にできる行事ってされているのか。中札内の中で行政区とか町内会で。

そういうのは、わかる範囲でお答えできるのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 申しわけないのですけれども、大和田議員。

ちょっと休憩挟みますので。

休憩をしたいと思います。

午後4時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時18分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、70ページのプレミアム商品券事業補助金の減額の関係で説明をさせていただければというふうに思います。

コロナ対策の事業は執行中の事業もございますけれども、このプレミアム商品券事業につきましては、5月7日から10月31日まで実施ということで、もうすでに執行は終わっております。

この部分につきましては、もともと2,500組の商品券を発行を想定して予算を組んでいましたけれども、最終的には、購入した、販売組数は2,027組ということで、その分も基本的に減額ということになります。

ただ、一方で飲食店用につきましては、その後も商工会の方で引き続き、飲食店スタンプラリー事業というのを継続して10月以降やりましたので、そちらの方に473組、飲食店分の件につきましては、そちらで利用できるよということに回している分もございません。

ただ、基本的に今回の減額の要素につきましては、先ほど説明しましたとおり、当初予定

していた組数よりも販売組数が少なかったということが要因でございます。

○議長（中井康雄君） 川尻総務課長。

○総務課長（川尻年和君） 大和田議員の質問にお答えしたいと思います。

行政区交付金の減額についての質問だったかと思いますが、このコロナ禍の中、できる活動としましては、学習実践活動といたしまして、公会堂周辺の草刈りやら、公園等の草刈り、こういったところにつきましては、外でしっかりとした対策を取って、マスクをしながら、そういった行政区の役員等の皆さんが集まって、しっかりやってきておりますし、福祉、教育支援活動においても、夏休み、そういったところに、マスクをしながら、子ども会のラジオ体操とか、そういったような活動も行ってきました。

さらに、高齢者向けの活動といたしまして、高齢者の支援活動等、こういうような活動を実践してきております。

こういった部分につきましては、来月4月にも、新しい区長さん等が新規で任命されますけれども、そういったところで、区長会議が予定されております。

こういった状況を踏まえた上で、できる活動の周知につきましては、そこで周知をしていきたいというふうに考えている所存でございます。

○議長（中井康雄君） 4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） コミュニティ活動の方を先にします。

わかりました。

そういうような活動がしている行政区もあるということですね。

それは良かったなと思っておりますが、やらない行政区もあるのが現状ですので、先ほど言いましたように、区長会議ですか、2年に2回あるのでしょうかね。

その区長会議等で、その区長さんの考え方って皆さんいろいろなので、そういう地域づくりは大切だということを伝えて、これからも活動の推進をするように、役場の方から促すことが大事になって考えます。

近所同士のつながりというのは、災害時なんかでも本当に助け合いになりますので、やらない方が慣れていってしまっていて、楽な方に流れていってしまわないように、できることをやれるような町内会活動を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

プレミアム商品券の方はわかりました。

これはお互い使う方も販売する方もどももメリットある事業なので、いろいろ工夫しながら、コロナ状況によって、また来年度も商品券どういうふうになるのかわかりませんが、出すようになったときには、いろいろ工夫をしながら、またぜひ検討していただきたいと思っております。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いさせていただきます。

それでは、先ほど、北嶋議員の答弁が、副村長、させていただきたいということですので、副村長から答弁をお願いいたします。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどの答弁の中で、うまく言えていなかった部分、足りなかった部分がありましたので、追加して答弁をさせていただきたいと思っております。

まずは、ご指摘のとおり、庁舎の改修で、設計の部分、当時、それを指示したのが、当然その管理をやっていた私含めて管理系の人間でございます。

その指示をしたというのは、事業費はどうしても上がってしまったために、落とせるところは落とせという指示を庁内の職員に出しております。

それに基づいて、削減をしていった結果が、言ってみれば、最終的にはその雨樋の部分、ほかにもいっぱいあるのですが。

結果的に齟齬を生じてしまったと。

それは設計者というよりも、それを指示した私の方のミスだというふうに思っております。

この場を借りてお詫びをしたいと思いますし、また、今後そういうことがないように、建設等の設計にあたっては、真摯に内容を精査した上で、その実施に至ると。

このプロセスをきちんと積んでいきたいというふうに思っております。

大変申しわけありませんでした。

○議長（中井康雄君） そのほかに質疑はございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） それでは、ページ41ページの18番、マイナンバーの申請の件で減額、200万円弱、190万6,000円に減額になっております。

このマイナンバーの件、今まで何度か議員の方々それぞれ、申請状況等々も聞いているのですけれども、今回、200万円弱減額になった要因、何か原因か何かあるのでしょうか。

放送等々でマイナンバー申請をしていただくのに、受け取り時間を夜間にしたりとかという放送が何度も入っていました。

そういうことが放送がされていたのにもかかわらず、あまり申請が少なかったという状況での減額になっていると思うのですけれども、今回、今まで何人ぐらい、このマイナンバー取得者がいるのか。

それと、これを取得したことによって、ポイントが付く、マイナンバーにポイントが付いてというような、事務手続きをすればということでもありましたけれども、これらをしている人が、このマイナンバー取得者の中で、全員なのか何か、ちょっとお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） ご質問のありました41ページの個人番号カード等交付事務負担金。

こちらの方、前年度がかなりの件数で伸びを見せておりまして、歳入歳出ともに前年並みの予算で計上していたというのが一つございます。

総務課長の説明にもありましたとおり、予定していた件数まで伸びていないというのが実態でございまして、それに伴う減額となっております。

2月末現在のうちの村での発行数は1,300件余りといったところであります。

最後にご質問いただいた件については、ちょっと村があまり関与していないということがありますので、ちょっとお答え控えさせていただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） わかりました。

前年比を予定しているの減ということで、それでもトータル1,300件ぐらいということで、村民の半分弱ということですね。

それで、先ほど言いました庁舎の時間外、夜間の時間の受け取りを設けてということでもありましたけれども、そういうときの利用者は、やはり増に、何人も受け取りに来ている状況はございますか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 春の段階で、夜間の毎月最終日に開庁時間を延長しようという話で、5月以降11月まで続けてまいりました。

最初の3カ月ぐらいに集中しまして、ここで30件弱でしたか。

それ以降は、開けてはいたのですがゼロが続くという状態でした。

一応、広報等で周知しているものですから、途中で切れずに11月まで実施しておりました。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） わかりました。

ただ、国も相当いろんなPRをしているわけですが、なかなか私も持ってはいるのですが、使うところがなかなかまだ出てこないという。

何かこれ1枚で全てがという国のいろんなPRがあるには、まだ村内で私使ったことない。

使う場所がなかったり、これで何かをとということがないのですが、国の施策ですから、今後、村もこのマイナンバー取得に対して、もっともっと力を入れていくことかと思えますけれども、次年度も大体同じぐらいな人数を申請していただくための努力というか、何かPRは、今後何か具体的なものはお持ちですか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 国の方でもいろいろPR等進めている中ですが、うちの村としても今年度は夜間の延長という形、取らせていただきました。

次年度どうするかという話は、ちょっとまだ決めかねているところではありますが、何らかの対策を取って、国に準じた形で対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑はございますか。

なければ、これで質疑は終わります。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、令和3年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、令和3年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、令和3年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、令和3年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号、令和3年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号、令和3年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日9日と10日の2日間、議事日程の都合により休会とし、11日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日9日と10日の2日間は休会し、11日午前10時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時34分